

参 考 編

松本市防災会議条例

昭和38年3月25日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき松本市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松本市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて松本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 松本市の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 長野県知事の部内職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 松本広域連合消防長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他関係機関及び必要な民間団体のうちから市長が任命する者
- 6 前項第8号、第9号及び10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(部会)

第4条 防災会議には部会を置くことができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命す

る。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年6月24日条例第50号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月12日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月27日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月12日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月2日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月16日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(松本市水防協議会条例の廃止)

2 松本市水防協議会条例(昭和55年条例第49号)は、廃止する。

附 則 (平成24年9月21日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

松本市防災会議委員名簿

No.	役職名	選 出 区 分	役職名
1	会 長	松本市長	市長
2	委 員	松本市副市長	副市長
3	委 員	松本市副市長	副市長
4	委 員	松本市教育長	教育長
5	委 員	林野庁中部森林管理局 中信森林管理署	署長
6	委 員	気象庁長野地方气象台	台長
7	委 員	厚生労働省長野労働局 松本労働基準監督署	署長
8	委 員	国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所 松本出張所	所長
9	委 員	国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所	所長
10	委 員	環境省中部地方環境事務所 中部山岳国立公園管理事務所	所長
11	委 員	防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長
12	委 員	長野県松本空港管理事務所	所長
13	委 員	長野県松本地域振興局	局長
14	委 員	長野県松本保健福祉事務所	所長
15	委 員	長野県松本建設事務所	所長
16	委 員	長野県奈良井川改良事務所	所長
17	委 員	長野県松本警察署	署長
18	委 員	松本広域消防局	局長
19	委 員	松本市消防団	団長
20	委 員	日本郵便(株) 松本南郵便局	局長
21	委 員	東日本旅客鉄道(株) 松本駅	駅長
22	委 員	東日本電信電話(株) 長野支店	災害対策室長
23	委 員	日本通運(株) 松本支店	支店長
24	委 員	中部電力パワーグリッド(株) 松本支社	所長
25	委 員	東京電力リニューアブルパワー(株) 松本事業所	所長
26	委 員	中日本高速道路(株)八王子支社松本保全・サービスセンター	所長
27	委 員	松本ガス(株)	代表取締役社長
28	委 員	アルピコ交通(株)	代表取締役社長
29	委 員	中信地区輸送協議会	会長
30	委 員	NHK長野放送局 松本支局	長野放送局長
31	委 員	信越放送(株) 松本放送局	取締役中南信担当 兼松本放送局長
32	委 員	(株)長野放送 中南信支社	支社長
33	委 員	(株)テレビ信州 中南信支社	支社長
34	委 員	長野朝日放送(株) 中南信支社	支社長
35	委 員	長野エフエム放送(株)	代表取締役社長
36	委 員	(株)テレビ松本ケーブルビジョン	代表取締役社長
37	委 員	一般社団法人 松本市医師会	会長
38	委 員	国立大学法人信州大学 医学部 保健学科	教授
39	委 員	長野県弁護士会 松本在住会	弁護士
40	委 員	松本市女性団体連絡協議会	会長
41	委 員	松本市町会連合会	会長
42	委 員	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	会長
43	委 員	松本市民生委員・児童委員協議会	会長
44	委 員	松本市赤十字奉仕団	委員長
45	委 員	長野県栄養士会 中信支部	支部長
46	委 員	松本ハイランド農業協同組合	組合長
47	委 員	長野県梓川土地改良区	理事長
48	委 員	鎖川右岸水利組合	組合長
49	委 員	松本市薄川土地改良区	理事長
50	委 員	松本市奈良井川土地改良区	理事長
51	委 員	女鳥羽農業水利協議会	会長
52	委 員	松本商工会議所	会頭
53	委 員	松本市建設事業協同組合	理事長
54	委 員	松本交通安全協会	副会長
55	委 員	松本市PTA連合会	会長

○松本市災害対策本部条例

昭和38年3月25日

条例第4号

改正 平成8年6月27日条例第28号

平成24年9月21日条例第43号

平成24年12月13日条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき松本市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策本部長に事故があるときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。
 - 3 災害対策本部長及び災害対策副本部長とともに事故があるときは、災害対策本部長があらかじめ指名する災害対策本部員がその職務を代理する。
 - 4 災害対策本部員及びその他の職員は、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月13日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

○松本市災害対策本部規程

平成16年2月17日

災害対策本部規程第1号

改正 平成16年10月29日災害対策本部規程第2号

平成17年3月31日災害対策本部規程第1号

平成18年3月31日災害対策本部規程第1号

平成19年3月30日災害対策本部規程第1号

平成20年4月1日災害対策本部規程第1号

平成21年3月31日災害対策本部規程第1号

平成22年3月31日災害対策本部規程第1号

平成24年3月30日災害対策本部規程第1号

平成24年9月1日災害対策本部規程第2号

平成25年3月29日災害対策本部規程第1号

平成26年3月31日災害対策本部規程第1号

平成27年3月31日災害対策本部規程第1号

平成28年3月31日災害対策本部規程第1号

平成29年3月31日災害対策本部規程第1号

平成30年3月30日災害対策本部規程第1号

令和2年3月24日災害対策本部規程第1号

令和2年9月30日災害対策本部規程第2号

令和3年3月24日災害対策本部規程第1号

令和3年5月20日災害対策本部規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、松本市災害対策本部条例（昭和38年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により松本市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長は、次のとおりとする。

災害対策第1副本部長	嵯峨副市長
災害対策第2副本部長	宮之本副市長
災害対策第3副本部長	教育長

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、危機管理部長、総合戦略局長、住民自治局長、総務部長、財政部長、健康福祉部長、こども部長、環境エネルギー部長、産業振興部長、文化観光部長、交通部長、建設部長、上下水道局長、事務部長、教育部長、議会事務局長及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもって充てる。

（部の設置等）

第3条 本部に別表第1の左欄に定める部及び当該部に同表中欄の部長を置き、同表の右欄に定める者をもって充てる。

（分掌事務）

第4条 部の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

（職務代理）

第5条 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、第1副本部長、第2副本部長、第3副本部長の順位により、その職務を代理する。

2 本部長及び災害対策副本部長とともに事故あるときは、指揮本部長、総務部長の順位により、本部長の職務を代理する。

3 前2項に掲げるもののほか、本部長の職務代理に関し必要な事項は、別に定める。

（本部の位置）

第6条 本部は、市庁舎等に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により本部長が必要があると認めたときは、まつもと市民芸術館又は松本市勤労者福祉センターに設置するものとする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月16日から施行する。

附 則（平成16年10月29日災害対策本部規程第2号）

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日災害対策本部規程第1号）

この規程中第1条の規定は平成22年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月1日災害対策本部規程第2号）

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日災害対策本部規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日災害対策本部規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日災害対策本部規程第2号）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日災害対策本部規程第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月20日災害対策本部規程第2号）

この規程は、令和3年5月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

部	部長	部長となる本部員
指揮本部	指揮本部長	危機管理部長
総合戦略局	総合戦略局長	総合戦略局長
住民自治局	住民自治局長	住民自治局長
総務部	総務部長	総務部長
財政部	財政部長	財政部長
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部長
こども部	こども部長	こども部長
環境エネルギー部	環境エネルギー部長	環境エネルギー部長
産業振興部	産業振興部長	産業振興部長
文化観光部	文化観光部長	文化観光部長
交通部	交通部長	交通部長
建設部	建設部長	建設部長
上下水道局	上下水道局長	上下水道局長
病院局	事務部長	事務部長
教育部	教育部長	教育部長
議会事務局	議会事務局長	議会事務局長

別表第2（第4条関係）

部	分掌事務
指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長命令に関すること。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。 3 本部の設置、運営及び解散に関すること。 4 災害対策全般の企画立案に関すること。 5 各部の災害応急対策の進行管理に関すること。 6 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用申請に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 避難所の統制に関すること。 9 臨時避難所の指定及び廃止に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 1 0 緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難に係る情報の伝達及び避難誘導に関すること。 1 1 外部機関（国、県、他市町村、消防、自衛隊、警察、ライフライン関係機関等）との連絡調整に関すること。 1 2 外部機関、各部からの被害情報の収集・整理及び伝達に関すること。 1 3 防災気象情報（予報、警報他）の伝達に関すること。 1 4 防災無線等通信機器の統制及び活用に関すること。 1 5 食糧、物資等の統制に関すること。 1 6 ヘリコプター等航空力の運用に関すること。 1 7 県、他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。 1 8 消防団との総合的連絡調整に関すること。 1 9 市民への臨時広報に関すること。 2 0 報道機関への情報提供に関すること。 2 1 災害対策の記録に関すること。 2 2 本部長（市長）及び第 1 副本部長及び第 2 副本長（副市長）の秘書に関すること。
総合戦略局	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。 5 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。 7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。 8 復興計画の策定に関すること。 9 災害テレホンセンターの設置・運営に関すること。 1 0 コンピュータシステム及びネットワークの復旧に関すること。 1 1 観光業関係の被害調査に関すること。 1 2 観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関すること。

	1 3 他部事務の応援に関すること。
住民自治局	<p>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</p> <p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>5 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</p> <p>6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</p> <p>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</p> <p>8 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること。</p> <p>9 災害救護資金の貸付けに関すること。</p> <p>1 0 被災者生活再建支援制度に関すること。</p> <p>1 1 地域づくりセンター（支所・出張所）を拠点としての被害状況調査、情報収集・伝達に関すること。”</p> <p>1 2 町会との連絡調整に関すること。</p> <p>1 3 被災者の市民相談に関すること。</p> <p>1 4 要配慮者（外国人）に関すること。</p> <p>1 5 他部事務の応援に関すること。</p>
総務部	<p>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</p> <p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</p> <p>6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</p> <p>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</p> <p>8 災害視察者・見舞者の対応に関すること。</p> <p>9 市議会の招集に関すること。</p> <p>1 0 職員の安否確認及び職員体制の確保に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 1 1 災害派遣職員の受入れに関する事。 1 2 避難所施設の応急修理に関する事。 1 3 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関する事。 1 4 教育施設の復旧に関する事。 1 5 被災した住宅の応急修理に関する事。 1 6 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に関する事。 1 7 他部事務の応援に関する事。
財政部	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 6 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 家屋被害の調査、整理及び調書の作成に関する事。 9 り災証明の発行に関する事。 1 0 災害関係の予算及び資金計画に関する事。 1 1 市役所庁舎の被害状況調査及び応急対策に関する事。 1 2 市有財産の被害状況の集約に関する事。 1 3 応急仮設住宅等の災害用地確保の協力に関する事。 1 4 災害用資機材の調達に関する事。 1 5 公用車の配車及び運行計画に関する事。 1 6 応急対策経費の出納に関する事。 1 7 災害時の出納の処理方法に関する事。 1 8 義援金、見舞金その他金銭の収納保管に関する事。 1 9 災害に伴う税の減免に関する事。 2 0 他部事務の応援に関する事。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。

	<p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</p> <p>6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</p> <p>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</p> <p>8 市保健医療調整本部の設置・運営に関すること。</p> <p>(1) 災害時医療連携に関すること。</p> <p>(2) 医療救護所の開設、運営に関すること。</p> <p>(3) 被災者の健康相談に関すること。</p> <p>(4) 感染症の予防及びまん延防止に関すること。</p> <p>(5) 食品衛生対策に関すること。</p> <p>(6) 環境衛生対策に関すること。</p> <p>(7) 飼養動物（ペット）及び被災動物対策に関すること。</p> <p>(8) 医療品、医療用資機材の確保に関すること。</p> <p>9 災害救助法による救助事務に関すること。</p> <p>10 要配慮者の安否確認に関すること。</p> <p>11 福祉避難所等の確保に関すること。</p> <p>12 福祉避難所の設置、運営に関すること。</p> <p>13 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関すること。</p> <p>14 義援金及び義援物資の配分に関すること。</p> <p>15 ボランティアセンターの設置・受入れ等の支援に関すること。</p> <p>16 社会福祉施設の被害調査に関すること。</p> <p>17 他部事務の応援に関すること。</p>
こども部	<p>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</p> <p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。 7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。 8 炊き出し等による食品の給与に関すること。 9 日赤奉仕団との連絡調整（避難・救護関係）に関すること。 10 要配慮者の安否確認に関すること。 11 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関すること。 12 社会福祉施設の被害調査に関すること。 13 応急保育に関すること。 14 園児等の避難及び安否確認に関すること。 15 災害救助法による救助事務に関すること。 16 他部事務の応援に関すること。
環境エネルギー部	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。 5 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。 7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。 8 災害時における公害防止に関すること。 9 災害廃棄物の調査、処理計画及び仮置場の選定に関すること。 10 災害廃棄物の仮置場の設置、運営管理に関すること。 11 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関すること。 12 避難所ごみ等の収集に関すること。 13 仮設トイレ対策に関すること。 14 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関すること。 15 環境衛生協議会への活動要請に関すること。

	<p>1 6 危険物等の事故調査に関する事。</p> <p>1 7 遺体安置所の設置及び遺体の受入れ、引渡し等に関する事。</p> <p>1 8 遺体の埋火葬に関する事。</p> <p>1 9 林業関係の被害調査に関する事。</p> <p>2 0 林業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>2 1 林野火災等の被害調査に関する事。</p> <p>2 2 土砂災害等（山間部）の被害調査に関する事。</p> <p>2 3 復旧資機材の確保に関する事。</p> <p>2 4 損壊家屋等の解体、撤去に関する事。</p> <p>2 5 他部事務の応援に関する事。</p>
産業振興部	<p>1 指揮本部との連絡調整に関する事。</p> <p>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。</p> <p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。</p> <p>5 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。</p> <p>6 関係機関、団体との連絡調整に関する事。</p> <p>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。</p> <p>8 商工業事業資金の融資に関する事。</p> <p>9 生活必需品の調達及び供給に関する事。</p> <p>1 0 物資の輸送、輸送協定先への協力要請及び輸送従事者の確保に関する事。</p> <p>1 1 商工業関係及び労働福祉施設等の被害調査に関する事。</p> <p>1 2 労働者雇用等の連絡調整に関する事。</p> <p>1 3 食糧品等の調達及び供給に関する事。</p> <p>1 4 公設卸売市場間の災害時相互応援協定に関する事。</p> <p>1 5 農業関係の被害調査に関する事。</p> <p>1 6 農業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>1 7 営農資金の融資に関する事。</p> <p>1 8 農業共済金に関する事。</p>

	<p>19 復旧資機材の確保に関すること。</p> <p>20 家畜伝染病の防疫及び対策に関すること。</p> <p>21 他部事務の応援に関すること。</p>
文化観光部	<p>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</p> <p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>5 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</p> <p>6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</p> <p>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</p> <p>8 観光業関係の被害調査に関すること。</p> <p>9 観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関すること。</p> <p>10 指定避難所施設の開設・管理に関すること。</p> <p>11 災害テレホンセンターの設置・運営の応援に関すること。</p> <p>12 他部事務の応援に関すること。</p>
交通部	<p>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</p> <p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>5 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</p> <p>6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</p> <p>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</p> <p>8 公共交通機関の被害・運行状況調査に関すること。</p> <p>9 緊急交通路の確保、指定等交通輸送計画に関すること。</p> <p>10 他部事務の応援に関すること。</p>
建設部	<p>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</p>

	<p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</p> <p>6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</p> <p>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</p> <p>8 道路・橋梁・河川・水路・堤防等の被害調査、応急措置及び復旧に関すること。</p> <p>9 障害物の除去及び調書の作成に関すること。</p> <p>10 土砂災害等の被害調査、復旧に関すること。</p> <p>11 公共土木施設の被害調査に関すること。</p> <p>12 建設事業協同組合、測量設計事業協同組、緑化協会との連絡調整及び業者への協力要請に関すること。</p> <p>13 緊急交通路の確保、指定等交通輸送計画に関すること。</p> <p>14 道路の交通規制及び迂回路に関すること。</p> <p>15 復旧資機材の確保に関すること。</p> <p>16 応急危険度判定（建築物、宅地）に関すること。</p> <p>17 避難所施設の安全確認に関すること。</p> <p>18 応急仮設住宅の入居者受入れ及び調書の作成に関すること。</p> <p>19 応急仮設住宅等の応急対策用用地の確保に関すること。</p> <p>20 他部事務の応援に関すること。</p>
上下水道局	<p>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。</p> <p>3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。</p> <p>4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。</p> <p>6 関係機関、団体との連絡調整に関すること。</p> <p>7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 8 被災者への応急給水対策に関する事。 9 断水等の広報活動に関する事。 10 復旧資機材の確保に関する事。 11 飲料水の確保に関する事。 12 上下水道施設の応急対策、被害調査及び復旧に関する事。 13 上下水道の情報収集に関する事。 14 災害時支援団体への協力要請に関する事。 15 上下水道事業の応急対策経費の出納に関する事。 16 他部事務の応援に関する事。
病院局	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 6 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 傷病人の応急救護及び医療機関への緊急輸送に関する事。 9 救急医療品の調達に関する事。 10 輸血、保存血液の緊急確保に関する事。 11 緊急時助産施設対応に関する事。 12 他部事務の応援に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 6 関係機関、団体との連絡調整に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 第3副本部長（教育長）の秘書に関する事。 9 災害時の応急教育及び学校給食に関する事。 10 児童、生徒の避難及び安否確認に関する事。 11 指定避難所施設の開設・管理に関する事。 12 学用品の給与に関する事。 13 PTA等への協力要請に関する事。 14 他部事務の応援に関する事。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 4 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 部本部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 6 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 7 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事。 8 市議会との連絡調整に関する事。 9 市議会災害対策本部に関する事。

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ

- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要す

る経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	<u>上伊那</u> 木 曾
上伊那	<u>諏 訪</u> 飯 伊
飯 伊	<u>上伊那</u> 木 曾
木 曾	<u>飯 伊</u> 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市

町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

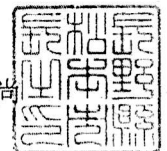
第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松本市

松本市長

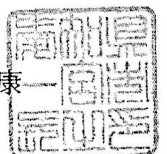
臥雲義尚



一宮市

一宮市長

中野正康



函	館	市	長	工	藤	壽	樹
旭	川	市	長	西	川	將	人
青	森	市	長	小	野	寺	晃
八	戸	市	長	小	林		眞
秋	田	市	長	穂	積		志
山	形	市	長	佐	藤	孝	弘
福	島	市	長	木	幡		浩
郡	山	市	長	品	川	萬	里
い	わ	き	市	清	水	敏	男
盛	岡	市	長	谷	藤	裕	明
宇	都	宮	市	佐	藤	栄	一
越	谷	市	長	高	橋		努
川	越	市	長	川	合	善	明
川	口	市	長	奥	ノ	木	信
船	橋	市	長	松	戸		夫
横	須	賀	市	上	地	克	明
水	戸	市	長	高	橋		靖
柏		市	長	秋	山	浩	保
前	橋	市	長	山	本		龍
高	崎	市	長	富	岡	賢	治
八	王	子	市	石	森	孝	志
富	山	市	長	森		雅	志
金	沢	市	長	山	野	之	義
福	井	市	長	東	村	新	一
甲	府	市	長	樋	口	雄	一
長	野	市	長	加	藤	久	雄
岐	阜	市	長	柴	橋	正	直
豊	橋	市	長	浅	井	由	崇
岡	崎	市	長	中	根	康	浩
高	槻	市	長	濱	田	剛	史
枚	方	市	長	伏	見		隆
八	尾	市	長	大	松	桂	右
寝	屋	川	市	広	瀬	慶	輔
吹	田	市	長	後	藤	圭	二
東	大	阪	市	野	田	義	和
姫	路	市	長	清	元	秀	泰

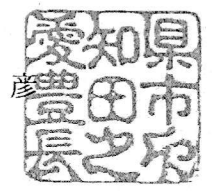
和歌山市	和歌山市	尾花正啓
大津市	大津市長	佐藤繁司
大津市中	大津市長	長内房樹
大津市石宮	大津市長	泉井登志郎
大津市石宮良崎	大津市長	石井川げん
大津市石宮良崎取	大津市長	仲村和義美
大津市石宮良崎取江敷	大津市長	稲澤義彦
大津市石宮良崎取江敷敷	大津市長	深浦正敬
大津市石宮良崎取江敷敷山	大津市長	松東香織
大津市石宮良崎取江敷敷山関	大津市長	伊原芳直
大津市石宮良崎取江敷敷山関松	大津市長	新枝田晋太郎
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山	大津市長	前田西秀仁
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山知	大津市長	大野志誠也
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山知崎	大津市長	岡田上富久
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山知崎保	大津市長	田長則一郎
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山知崎保分	大津市長	朝藤樹一
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山知崎保分崎	大津市長	佐藤敷隆
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山知崎保分崎島	大津市長	戸下鶴久
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山知崎保分崎島米	大津市長	大城間
大津市石宮良崎取江敷敷山関松山知崎保分崎島米那	大津市長	

協定締結権者

豊田市長

豊田市長

太田稔



災害時相互応援協定

松本市と藤沢市とは、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次の掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する市の負担とする。

2 応援を要請する市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する市から要請があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

(資料の交換)

第5条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、1995年(平成7年)4月5日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

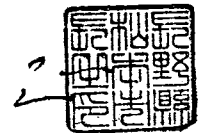
1995年(平成7年)4月5日

長野県松本市丸の内3番7号

松本市

松本市長

加賀

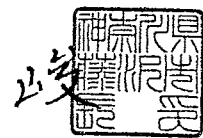


神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長

葉山



災害時相互応援協定

松本市と高山市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）児童生徒の受入れ
- （7）被災者に対する住宅の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第6条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用日)

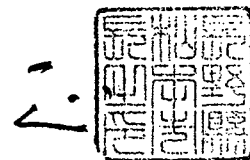
第8条 この協定は、平成7年5月12日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年5月12日

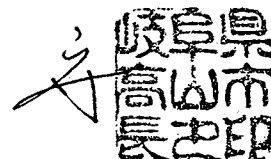
松本市
松本市長

有 賀



高山市
高山市長

土 野



災 害 時 相 互 応 援 協 定

(趣旨)

第1条 この協定は、松本市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、姉妹都市としての友好・連帯の精神に基づき、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

- 2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

- 2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第6条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第7条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。


(適用日)

第9条 この協定は、平成8年(1996年)11月1日から適用する。


上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年(1996年)11月1日

松本市長

有 加 三 

姫路市長

堀川和洋 

応援経費の負担等基準

1. 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2. 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難いときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

梓川村と御浜町は、いずれかの町村において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう）が発生した場合において被災町村の要請に応じ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された町村は、極力これに取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条による応援の手続きを、緊急時において確實かつ円滑に行うため、両町村に連絡責任者をおくものとする。

(体制の整備)

第6条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、両町村において必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両町村が協議して定めるものとする。

(適用日)

第8条 この協定は平成8年3月28日から適用する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

平成8年3月28日

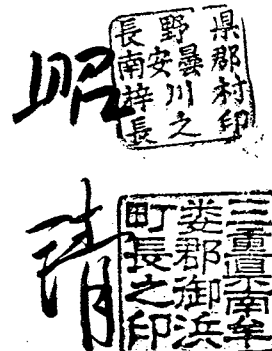
長野県梓川村

梓川村長

三重県御浜町

御浜町長

倉科
奥西



札幌市・松本市 災害時相互応援に関する覚書

札幌市と松本市は、観光・文化交流都市協定などを通じて育まれた友好の精神を災害発生時にも発揮すべく、本覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 札幌市と松本市は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた市(以下、「被災市」という。)から応援の要請があった場合に、被災市の災害応急対策及び復旧対策が迅速かつ円滑に遂行できるよう、相互応援に関する事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、食料、飲料水、生活必需物資等の提供、災害応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等とする。

(応援の実施)

第3条 本覚書に基づき応援を要請された場合は、可能な限りこれに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した被災市の負担とする。

(連絡担当部局)

第5条 本覚書に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

(その他)

第6条 この覚書の実施に際し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、両市長署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年12月16日

札幌市長

上田文雄 

松本市長

森谷昭 

田原市・松本市災害時相互応援に関する覚書

田原市と松本市は、いずれかの市域における災害発生時の相互応援に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 田原市と松本市は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた市（以下、「被災市」という。）から応援の要請があった場合に、被災市の災害応急対策及び復旧対策が迅速かつ円滑に遂行できるよう、相互応援に関する事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、食料、飲料水、生活必需物資等の提供、災害応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等とする。

(応援の実施)

第3条 本覚書に基づき応援を要請された場合は、可能な限りこれに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した被災市の負担とする。

(連絡担当部局)

第5条 本覚書に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

(その他)

第6条 この覚書の実施に際し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、両市長署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年11月15日

田原市長

鈴木克幸



松本市長

長谷 昭



大規模災害時における相互応援に関する協定書

東京都世田谷区（以下「甲」という。）と長野県松本市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号及び第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において法第2条第1号の災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第3条 大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請の理由
- （2）応援の場所及び経路
- （3）応援の期間
- （4）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- （5）必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- （6）必要とする職種別人員
- （7）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第4条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費等の負担者）

第5条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定め

がある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。

3 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては、被災自治体が、被災自治体への往復経路の途上で生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月29日

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区

世田谷区長

保坂康人



長野県松本市丸の内3番7号
松本市

松本市長

長谷部



大規模災害時における相互応援に関する協定

福岡県宗像市（以下「甲」という。）と長野県松本市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号及び第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において法第2条第1号の災害が発生し、甲又は乙が単独では十分な災害対策等を実施できない場合において、甲乙間相互の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び救助活動並びに応急復旧作業への職員の従事
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第3条 大規模災害が発生した自治体（以下「被災自治体」という。）は、応援を必要とする場合において、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話その他の手段により応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請の理由
- (2) 応援の場所及び経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- (5) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による要請がない場合であっても、その長が被災自治体の区域における被害が甚大であると判断したときは、同項の規定にかかわらず自主的に応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第4条 応援自治体の職員が救援若しくは救助活動又は応急復旧作業に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要する経費等の負担者）

第5条 応援に要する経費は、負担者について法令に定めがある場合その他特別の定めがある場合を除き、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。

3 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては、被災自治体が、被災自治体への往復経路の途上で生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(他市への支援)

第8条 甲又は乙が他の被災市等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申出がないときは、協定の有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 1月13日

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市

宗像市長

谷井博美



長野県松本市丸の内3番7号

松本市

松本市長

置谷 昭



大和市・松本市災害時相互応援協定書

神奈川県大和市（以下「甲」という。）と長野県松本市（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が甲又は乙のいずれかに発生したときにおいて、被災した市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な車輛等の資機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び従事
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援の場所及び集結場所
- （5）応援の期間
- （6）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、要請を受けた場合は、可能な範囲で必要な応援を実施するものとする。

- 2 甲又は乙は、要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（指揮権）

第5条 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条各号の定めにより要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度
甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)
に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第1
21号)の定めるところによる。

2 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害
補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける
市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものと
する。

3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合には、被災地との往復
途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用
を負担するものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲又は乙は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な
運営を図るため、平常時から甲乙互いに連絡担当部局を定めるとともに、必要
に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間
満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満
了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後にお
いてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項に
ついては、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各
1通を保有する。

平成29年3月24日

甲 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市長

大木 哲



乙 長野県松本市丸の内3番7号

松本市長

菅谷 昭



職員の派遣に関する協定書

松本市長 有賀 正（以下「甲」という。）と、松本地域広域行政事務組合副管理者 松本市助役 松村 好雄（以下「乙」という。）とは、職員の派遣について、次のとおり協定する。

（派 遣）

第1 乙は、甲に対して、松本市地域防災計画に定める災害対策本部の公安部及び水防本部の業務を行うために必要な職員を派遣する。

（派遣の範囲）

第2 乙が甲に派遣する職員（以下「派遣職員」という。）の範囲は、松本市地域防災計画に定める範囲とする。ただし、増員が必要な場合は、甲乙協議のうえ別にその範囲を定めるものとする。

（従事業務）

第3 派遣職員は、次の各号に定める業務に従事するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び松本市災害対策本部条例（昭和38年条例第4号）に基づく松本市災害対策本部の公安部の業務
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条に基づく松本市水防本部の業務

（派遣期間）

第4 職員の派遣期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 甲が松本市災害対策本部を設置した時から廃止するまでの間
- (2) 甲が松本市水防本部を設置した時から廃止するまでの間

（派遣職員の身分）

第5 派遣職員は、松本地域広域行政事務組合及び松本市の職員の身分を併せ有するものとする。

（服 務）

第6 派遣職員の勤務時間、休日その他の勤務条件及び服務については、甲の関係規程を適用するものとする。

（分限及び懲戒）

第7 派遣職員に対する分限及び懲戒は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（給与等）

第8 派遣職員の給料、職員手当及び共済組合負担金は、乙が負担するものとする。

（旅 費）

第9 従事業務に係る旅費は、乙が負担するものとする。

（公務災害補償）

第10 派遣職員の公務災害補償は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（補 則）

第11 この協定について疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成5年4月1日

甲 松本市長 有賀 正

乙 松本地域広域行政事務組合
副管理者 松本市助役 松村 好雄

災害発生時における相互協力に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と松本少年刑務所（以下「乙」という。）は、松本市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合における甲及び乙の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松本市内における災害発生時において、甲が避難場所及び防災関係機関の活動拠点等（以下「避難場所等」という。）として、乙の管理する施設等の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙の管理する施設等を甲が避難場所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設等の一部又は全部の使用に関して、乙の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- (1) 鍛錬場及び庁舎敷地
- (2) その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、前項の申請を行うときは、乙に対し、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対し行う協力は、次のとおりとする。

- (1) 地域に居住する住民などの避難場所として甲が使用する施設等の提供
- (2) 防災関係機関の活動拠点等として甲が使用する施設等の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる協力

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、施設等の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当

該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

- 2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。
- 3 乙は、第1項の規定によりその使用を許可した施設について、速やかに出入口の開錠等の措置を講じるものとする。
- 4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

(許可の取消し又は変更等)

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき
- (2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

(使用時の注意事項)

第6条 甲は、第4条第1項により乙に使用を許可された施設等を利用する者に対し、許可された施設等以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(乙への報告)

第7条 甲は、避難場所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

- 2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第3条第1号及び同条第2号に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

- 2 前条第3項及び前項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

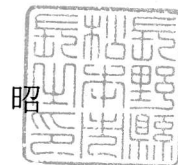
(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、この協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新されるものとし、以後同様とする。

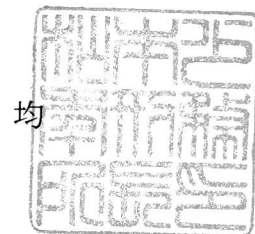
この協定の締結を証するため、本協定書の原本2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月27日

甲 松本市丸の内3番7号
松本市 松本市長 菅 谷



乙 松本市桐3丁目9番4号
松本少年刑務所長 及 川



別紙様式 1

年 月 日

法務省所管国有財産部局長
松本少年刑務所長 殿

申請者 住所 長野県松本市丸の内 3 番 7 号
松本市長 印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在 松本市桐 3 丁目 9 番 4 号
 - (2) 区分 建物及び土地
 - (3) 数量 鍛錬場 565.78 平方メートル
敷地 1,630.00 平方メートル
- 2 使用しようとする理由
避難場所及び防災関係機関の活動拠点等
- 3 使用しようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 その他参考となるべき事項

別紙様式2

年 月 日

松本市長 殿

法務省所管国有財産部局長
松本少年刑務所長

印

国有財産使用許可書

貴市から依頼のありました地域住民等の避難場所及び防災関係機関の活動拠点等として、当所所管の国有財産を使用することについては、下記のとおり許可します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 松本市桐3丁目9番4号
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量 鍛錬場 565.78平方メートル
敷地 1,630.00平方メートル

2 使用しようとする理由

避難場所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 その他参考となるべき事項

- (1) 使用に当たっては、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること。
- (2) 避難場所及び防災関係機関の活動拠点等での事故及びトラブル等に関しては、松本市長が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

災害時における相談業務に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により行うことができる。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第3条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

2 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

(平常時からの連携)

第7条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月24日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

風雲 義尚

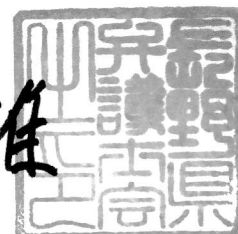


乙 長野市妻科432番地

長野県弁護士会

会長

久保田 明雄



災害時における被災者支援に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会松本支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項について定めるものとする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において、行政書士業務相談とは次に掲げる事項とする。

- (1) 被災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務及び事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の各号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整の上、第4条第2項に定める方法により行うものとする。

（行政書士業務相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた松本市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- (2) 災害により松本市外から同市内に避難した者
- (3) 前2号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者で甲又は乙が必要と認めた者

（行政書士業務相談の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

3 長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、長野県弁護士会を通じて行うものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、乙は長野県行政書士会とも協力して、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に第4条第1項の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び広報に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時には、実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、甲及び第3条に掲げる相談対象者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何ら申出がないときは、期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

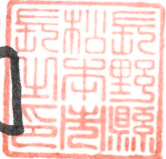
第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月28日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

臥雲 茂尚 

乙 松本市筑摩1丁目20-9

長野県行政書士会松本支部

支部長

小野 清三 

災害時の医療救護活動に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と社団法人松本市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の実施に関する災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班の任務）

第4条 医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、その他の治療及び施術、収容医療機関への収容、看護

(2) 分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

(3) その他医療救護活動に関する必要な措置

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療救護所の設置等)

第8条 甲は、災害の状況により必要に応じて医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 甲は、医療救護所において医療救護班が必要とする給食・給水の手配を行うものとする。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が、医療救護活動中に災害を受けたときは、松本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年松本市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第8条第2項の規定により医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 従事者が、医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条の費用及び第11条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適

当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第17条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第18条 この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第20条 この協定の有効期限は、平成19年3月23日から平成20年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

附 則

甲と乙が、平成6年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月23日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

表、谷

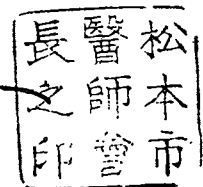


乙 松本市城西2丁目2番7号

社団法人 松本市医師会

会 長

須澤博



災害時の医療救護活動に関する協定の一部を変更する協定書

平成19年3月23日付けで松本市を甲とし、社団法人松本市医師会を乙として甲乙間に締結した災害時の医療救護活動に関する協定の一部を変更する協定を次のように締結する。

第2条の次に次の1条を加える。

(医療救護活動の総合調整)

第2条の2 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙にこれを要請するものとする。

2 乙の長は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、松本市災害時医療救護活動マニュアルに基づき設置される松本市災害対策本部等医務班の救急災害医療コーディネータとして、防災計画に基づく災害時医療体制に係る乙、医療団体、医療機関その他関係機関が実施する医療救護活動の総合調整を行うものとする。

第3条を次のように改める。

(医療救護班の派遣)

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに松本市災害対策本部等医務班の医療救護班を編成し、派遣するものとする。

第5条を次のように改める。

(乙の派遣する医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 甲が、乙の派遣する医療救護班に対する指揮命令を行うときは、乙の長を通じて行う。

第8条第2項を次のように改める。

2 甲は、医療救護所において医療救護班が必要とする給食・給水の手配を行うものとする。

第8条第3項を削る。

この協定は、平成20年12月1日から効力を生じるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年12月1日

甲 松本市丸の内3番7号

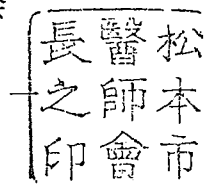
松本市長 菅 谷



乙 松本市城西2丁目2番7号

社団法人 松本市医師会

会長 須 澤 博



災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成 19 年 3 月 2 3 日付けで、松本市（以下「甲」という。）と社団法人松本市医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 18 条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（医療救護活動の報告）

第 1 条 乙は、協定書第 3 条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各医療救護班ごとに「医療救護活動報告書」（様式第 1 号）、「診療報告書」（様式第 2 号）、「助産報告書」（様式第 3 号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第 4 号）を作成し、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第 2 条 協定書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第 10 条第 1 項第 2 号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第 3 条 乙は、協定書第 1 1 条第 1 項に規定する医療救護活動従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第 5 号）により速やかに甲に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告書）

第 4 条 乙は、協定書第 1 1 条第 2 項に規定する医療施設及び設備の損傷が発生したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第 6 号）により速やかに報告するものとする。

（費用等の請求）

第 5 条 協定書第 15 条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第 7 号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第 8 号）又は「医療施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書」（様式第 9 号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第 6 条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成 19 年 3 月 23 日

甲 松本市長 菅谷 昭

乙 社団法人松本市医師会
会長 須澤 博一

別 表

種 類	対 象 者	額
日 当	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	災害救助法施行細則（昭和 34 年長野県規則第 3 号）第 7 条の規定を準用する。
旅 費	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	松本市職員の旅費等に関する条例（昭和 27 年条例第 6 号）の各相当規定を準用する。この場合において、医師は市長等、保健師、助産師及び看護師は 4 級以上の規定を適用する。
時 間 外 勤 務 手 当	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	松本市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）第 1 3 条の規定を準用する。この場合において、同条例第 16 条の勤務 1 時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の 1 日の勤務時間数で除して得た額とする。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市医師会
会 長

印

(班 名)
(医療機関名) 印

医療救護活動報告書

従 事 者 名	職 種	従 事 月 日	従 事 時 間	救 護 活 動 場 所
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	

(様式第2号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市医師会

会 長

印

診 療 報 告 書

所属医療機関責任者名	番 号	氏 名	性別	年齢	住 所	傷病名	程度(重・中・軽)	処置概要	備 考

(注) 備考欄には、死亡又は転送先を記入のこと。

(様式第3号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市医師会
会 長

印

(班 名)
(医療機関名) 印

助 産 報 告 書

分べん者名	分べん 日 時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
			月 日から 月 日まで	円	
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

(様式第4号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市医師会

会長

印

(医療機関名

印)

医薬品等使用報告書

品名	規格	数量	基準価格	金額

合計金額 円

(様式第5号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市医師会

会長

印

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

医療救護活動において、別紙のとおり事故者が発生したので報告します。

(別紙)

事故者の概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先	所属医療班名		
傷病名			程度	死亡・重傷・中等傷・軽症	
外来・入院	月	日	診療(入院)医療機関名		
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡場所					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
事故発生時の状況					

(様式第6号)

(あて先) 松本市長

松本市医師会

会長

(医療機関名

印

印)

医療施設及び設備損傷報告書

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考

合計金額

円

- 1 医療機関ごとに記入のこと。
- 2 物件名欄は、建造物、医療機関、器具及び自動車等を記入のこと。
- 3 損傷の種類欄は、破損、損傷、汚染等の種類を記入のこと。
- 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等具体的に記入のこと。
- 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

(様式第7号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市医師会
会長

印

費用弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの
災害時の医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

_____ 円也

2 請求金額内訳

区分	単価	算出内容	金額
日 当			
	時間外勤務手当		
	旅 費		
日 当			
	時間外勤務手当		
	旅 費		
日 当			
	時間外勤務手当		
	旅 費		
合 計			

3 算出内訳明細

別紙 医療救護活動報告書のとおり

(様式第8号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市医師会
会長

印

医薬品等実費弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

医療救護活動において使用した医薬品等の実費弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

_____ 円也

2 請求金額内訳

別紙 医薬品等使用報告書のとおり

(様式第9号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市医師会
会長

印

医療施設及び設備の損傷に係る 損害補償請求書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動により

生じた医療施設及び設備の損傷に係る損害補償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

_____円也

2 請求金額内訳

別紙 医療施設及び設備損傷報告書のとおり

覚 書

松本市長 有賀 正（以下「甲」という。）と、松本地域広域行政事務組合管理者 松本市長 有賀正（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

- 1 平成6年4月1日付けで甲と社団法人松本市医師会（以下「丙」という。）との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2条に規定する医療救護班の編成、派遣については、乙が同条に定める医療救護班の編成、派遣を必要と判断した場合、甲に同条に基づく手続きをすることを要請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず乙は、松本市域において次の各号に該当する事由により多数の負傷病者が発生した場合で、前項に定める要請をする暇がない場合は、甲に代わって丙に協定書第2条に基づく手続きをすることができるものとする。
 - (1) 地震等の自然災害
 - (2) 電車の衝突、航空機の墜落、ガス爆発等の事故
 - (3) 集団食中毒
- 3 乙は、前項の規定により甲に代わって丙に協定書第2条に基づく手続きをした場合は、直ちに甲に事故等の内容を報告するものとする。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成6年4月1日

甲 松本市長 有賀 正

乙 松本地域広域行政事務組合
管理者 松本市長 有賀 正

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と社団法人松本市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、災害時における歯科医療救護活動の実施に関する災害歯科医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の任務）

第4条 歯科医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の可否及び転送の順位の決定
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置
- (3) 死体の確認及び検案等に対する協力
- (4) その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品等の補給等）

第6条 甲は、歯科医療救護班が使用する医薬品・医療機材の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力す

るものとする。

(医療救護所の設置等)

第8条 甲は、災害の状況により必要に応じて医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めたときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 甲は、医療救護所において歯科医療救護班が必要とする給食・給水の手配を行うものとする。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、乙が派遣した歯科医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が歯科医療救護活動中に災害を受けたときは、松本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年松本市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第8条第2項の規定により医療救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 従事者が歯科医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 乙は、歯科医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他歯科医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条の費用及び第11条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第17条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第18条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

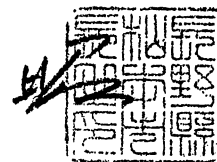
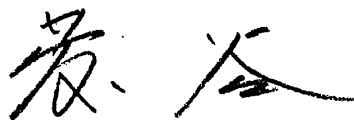
第20条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月23日

甲 松本市丸の内3番7号

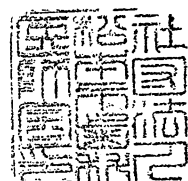
松本市長



乙 松本市深志2丁目3番21号

社団法人 松本市歯科医師会

会長



災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成 19 年 3 月 23 日付けで、松本市（以下「甲」という。）と社団法人松本市歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 18 条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第 1 条 乙は、協定書第 3 条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、各歯科医療救護班ごとに「歯科医療救護活動報告書」（様式第 1 号）、「歯科診療報告書」（様式第 2 号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第 3 号）を作成し速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第 2 条 協定書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第 10 条第 1 項第 2 号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第 3 条 乙は、協定書第 11 条第 1 項に規定する歯科医療救護活動従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第 4 号）により速やかに甲に報告するものとする。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第 4 条 乙は、協定書 11 条第 2 項に規定する歯科医療施設及び設備の損傷が発生したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」（様式第 5 号）により速やかに報告するものとする。

（費用等の請求）

第 5 条 協定書第 15 条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第 6 号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第 7 号）又は「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第 8 号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第 6 条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成 19 年 3 月 23 日

甲 松本市長 菅 谷 昭

乙 社団法人松本市歯科医師会
会 長 林 清 平

別 表

種 類	対象者	額
日 当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	災害救助法施行細則（昭和 34 年長野県規則第 3 号）第 7 条の規定を準用する。この場合において、歯科衛生士は看護師の規定を適用する。
旅 費	歯科医師 歯科衛生士 看護師	松本市職員の旅費等に関する条例（昭和 27 年条例第 6 号）の各相当規定を準用する。この場合において、歯科医師は市長等、歯科衛生士及び看護師は 4 級以上の規定を適用する。
時 間 外 勤 務 手 当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	松本市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）第 13 条の規定を準用する。この場合において、同条例第 16 条の勤務 1 時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の 1 日の勤務時間数で除して得た額とする。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市歯科医師会
会長

印

(班 名
医療機関名)

印

歯科医療救護活動報告書

従事者名	職 種	従事月日	従 事 時 間	救護活動場所
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	

(様式第4号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市歯科医師会
会長

印

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

歯科医療救護活動において、別紙のとおり事故者が発生したので報告します。

(別紙)

事故者の概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先	所属医療班名		
傷病名		程度	死亡・重傷・中等傷・軽症		
外来・入院	月	日	診療(入院)医療機関名		
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡場所					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
事故発生時の状況					

(様式第6号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市歯科医師会
会

長

印

費用弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの
災害時の歯科医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

_____円也

2 請求金額内訳

区 分		単 価	算 出 内 容	金 額
	日 当			
	時間外勤務手当			
	旅 費			
	日 当			
	時間外勤務手当			
	旅 費			
	日 当			
	時間外勤務手当			
	旅 費			
合 計				

3 算出内訳明細

別紙 歯科医療救護活動報告書のとおり

(様式第7号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市歯科医師会
会 長

印

医薬品等実費弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

歯科医療救護活動において使用した医薬品等の実費弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

_____ 円也

2 請求金額内訳

別紙 医薬品等使用報告書のとおり

(様式第8号)

年 月 日

(あて先) 松本市長

松本市歯科医師会
会

長

印

歯科医療施設及び設備の損傷に係る 損害補償請求書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の歯科医療救護活
により生じた歯科医療施設及び設備の損傷に係る損害補償を下記のとおり請求し
ます。

記

1 請求金額

_____円也

2 請求金額内訳

別紙 歯科医療施設及び設備損傷報告書のとおり

(様式第5号)

(あて先) 松本市長

松本市歯科医師会
会長

印

(医療機関名

印)

歯科医療施設及び設備損傷報告書

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考

合計金額

円

- 1 医療機関ごとに記入のこと。
- 2 物件名欄は、建造物、医療機関、器具及び自動車等を記入のこと。
- 3 損傷の種類欄は、破損、損傷、汚染等の種類を記入のこと。
- 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等具体的に記入のこと。
- 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

災害時の医療救護についての協定書

松本市（以下「甲」という。）と社団法人松本薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救援計画）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救援計画（以下「医療救援計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救援計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救援計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う場合において乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに薬剤師班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の任務）

第4条 薬剤師班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救援活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する調剤、服薬指導

(2) 医薬品の仕分け及び管理

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品等の補給等）

第6条 甲は、薬剤師班が使用する医薬品等の補給、薬剤師班の輸送、通信の確保等医療救援活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第7条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき乙が医療救援を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成・待機及び派遣に要する経費

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（損害補償）

第9条 甲は、乙が派遣した医療救援活動従事者（以下「従事者」という。）が医療救援活動中に災害を受けたときは、松本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年松本市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第10条 従事者が第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法

及び賠償額を定めるものとする。

(報告)

第11条 乙は、医療救援活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救援活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第12条 乙は、第8条の費用及び第9条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第13条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第14条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月23日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

菅 谷



乙 松本市本庄2丁目4番1号

社団法人 松本薬剤師会

会 長

長 崎 昭 夫



医療救援活動に関する実施細則

平成 19 年 3 月 23 日付けで、松本市（以下「甲」という。）と社団法人松本薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護についての協定書（以下「協定書」という。）第 15 条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（医療救援活動の報告）

第 1 条 乙は、協定書第 3 条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救援活動終了後、「医療救援活動実施報告書」（様式第 1 号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第 2 号）を作成し、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第 2 条 協定書第 8 条第 1 項第 1 号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第 8 条第 1 項第 2 号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第 3 条 乙は、協定書第 9 条に規定する医療救援活動従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第 3 号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用等の請求）

第 4 条 協定書第 1 2 条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第 4 号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第 5 号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第 5 条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成 19 年 3 月 23 日

甲 松本市 菅 谷 昭

乙 社団法人松本薬剤師会
会 長 長 崎 昭 夫

別 表

種 類	額
日 当	災害救助法施行細則（昭和 34 年長野県規則第 3 号）第 7 条の規定を準用する。
旅 費	松本市職員の旅費等に関する条例（昭和 27 年条例第 6 号）の各相当規定を準用する。この場合において、4 級以上の規定を適用する。
時 間 外 勤 務 手 当	松本市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）第 13 条の規定を準用する。この場合において、同条例第 16 条の勤務 1 時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の 1 日の勤務時間数で除して得た額とする。

災害時における放送要請に関する協定書

松本市長 有賀 正（以下「甲」という。）と信越放送株式会社 代表取締役社長 塩沢 鴻一（以下「乙」という。）とは、災害時における放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（災害情報の提供）

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するとともにインターネットでも情報を提供するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責

任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者をおいた場合及び変更があった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(雑則)

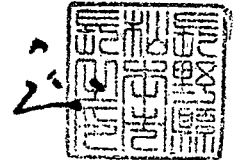
第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

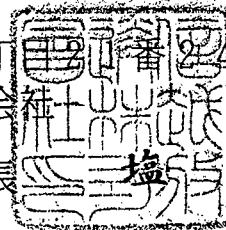
平成14年 2月14日

甲 松本市長

有賀



乙 長野市吉田1丁目番地4号
信越放送株式会社
代表取締役社長



鴻

一



災害時における放送要請に関する協定書

松本市長 有賀 正（以下「甲」という。）と株式会社長野放送 代表取締役社長 佐久間 芳夫（以下「乙」という。）とは、災害時における放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

- 第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

- 第3条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。
- (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) その他必要な事項

（災害情報の提供）

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡
絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるもの
とする。

(雑則)

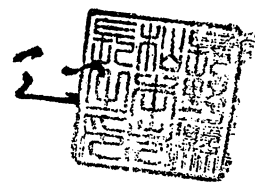
第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、
各自1通を保有する。

平成14年 2月14日

甲 松本市長

有賀



乙 長野市岡田町 131番地7
株式会社 長野放送

代表取締役社長

佐久間



災害時における放送要請に関する協定書

松本市長 有賀 正（以下「甲」という。）と株式会社テレビ信州 代表取締役社長 岡 景義（以下「乙」という。）とは、災害時における放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（災害情報の提供）

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(雑則)

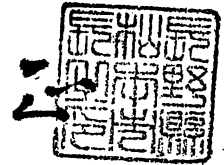
第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

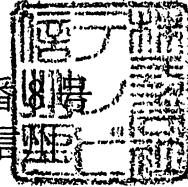
平成14年 2月14日

甲 松本市長

有賀 正



乙 松本市丸の内4番
株式会社テレビ信
代表取締役社長



岡 景



災害時における放送要請に関する協定書

松本市長 有賀 正（以下「甲」という。）と長野朝日放送株式会社 代表取締役社長 永澤 征治（以下「乙」という。）とは、災害時における放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（災害情報の手続き）

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(雑則)

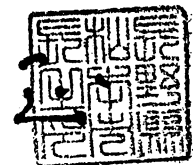
第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年 2月14日

甲 松本市長

有賀



乙 長野市栗田989番地1
長野朝日放送株式会社

代表取締役社長

永澤征



災害時におけるケーブルテレビ放送・ラジオ放送の要請に関する協定書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）と株式会社テレビ松本ケーブルビジョン代表取締役社長 佐藤 浩市（以下「乙」という。）とは、災害時におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送（以下「放送」という。）について次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。
（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（臨時放送局の開設）

第4条 甲は、乙に対し、乙が行うラジオ放送が住民への災害情報の伝達に有効とされる場合は、臨時放送局の開設及び運営を行うことを求めることができる。

2 乙は、甲に対し、放送局の開設及び運営に関する人的支援及び物的支援をするものとする。

3 乙は、放送局の運営に関し、可能な範囲においてあらゆる放送手段を講じるものとする。

4 開設する場合の事業主体は、松本市とする。

（災害情報の提供）

第5条 甲は、乙に求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関

する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

第6条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

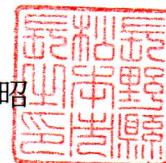
(雑則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 3月 1日

甲 松本市丸の内3番7号
松本市長 菅谷 昭



乙 松本市里山辺3044番地1
株式会社 テレビ松本ケーブルビジョン
代表取締役社長 佐藤 浩



災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協定書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）とあづみ野テレビ株式会社 代表取締役社長 降旗 俊宏（以下「乙」という。）とは、災害時におけるケーブルテレビ放送（以下「放送」という。）について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（災害情報の提供）

第4条 甲は、乙に求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(協議)


第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年12月27日

甲 松本市丸の内3番7号


松本市長

松本 景谷 昭


乙 安曇野市穂高574番地5

あづみ野テレビ株式会社

代表取締役社長

降旗 俊宏


災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）と長野エフエム放送株式会社代表取締役社長 瀧澤 徹（以下「乙」という。）は、災害時における放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（臨時放送局の開設）

第4条 甲は、乙に対し、乙が行う放送が住民への災害情報の伝達に有効とされる場合は、臨時放送局の開設及び運営を行うことを求めることができる。

2 乙は、甲に対し、放送局の開設及び運営に関する人的支援及び物的支援をするものとする。

3 乙は、放送局の運営に関し、可能な範囲においてあらゆる放送手段を講じるものとする。

4 開設する場合の事業主体は、松本市とする。

（災害情報の提供）

第5条 甲は、乙が求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者等）

第7条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び連絡責任者に変更のあった場合には、その都度相互に連絡するも

のとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

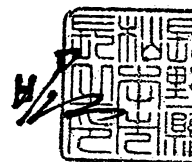
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年3月28日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

夏 谷



乙 松本市本庄1丁目13番5号
長野エフエム放送株式会社

代表取締役社長

藤澤



徹



災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）とエフエムまつもと株式会社代表取締役社長 宮澤 徹（以下「乙」という。）は、災害時における放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（災害情報の提供）

第4条 甲は、乙が求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び連絡責任者に変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年7月28日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

長谷 暁



乙 松本市筑摩1丁目11番30号

エフエムまつもと株式会社

代表取締役社長

宮澤 徹



災害に係る情報発信等に関する協定

松本市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲の区域内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、甲の区域内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、甲の区域内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の甲の区域内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、甲の区域内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年 12月 2日

甲) 長野県松本市丸の内3番7号

松本市長 菅 谷



乙) 東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



消防用無線の運用に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と、松本地域広域行政事務組合（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第3項の規定に基づく災害時における松本市消防団と松本広域消防局の円滑な連携活動と、消防通信の合理的な運用を図るため次のとおり協定を締結する。

（信義誠実）

第1条 甲及び乙は、信義をもって誠実に本協定を履行するものとする。

（用語の意義）

第2条 本協定書に定める用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）基地局 松本広域消防局に設置された無線局をいう。

（2）陸上移動局 車載無線局並びに携帯無線局をいう。

（無線局の運用）

第3条 松本市消防団所属の陸上移動局は、基地局の指示にしたがって運用するものとする。

2 松本市消防団所属の陸上移動局は、松本広域消防局取扱規程（平成5年松本広域消防局訓令乙第25号）を準用するものとする。

（呼出名称）

第4条 基地局の呼出名称は、「松本広域消防」とする。

（通信統制）

第5条 災害発生時において、混信が予想される時又は緊急の通信を確保する必要があるときは、基地局を統制局として通信を統制することができるものとする。

（維持管理）

第6条 消防無線設備（以下「設備」という。）の維持管理は、甲の設置した設備については甲が、乙の設置した設備については乙がそれぞれ行うものとする。

2 修理等を行う場合は、事前に連絡をとり甲及び乙がそれぞれ行うものとする。

（変更等の通報）

第7条 甲及び乙は設備の変更、追加、陸上移動局の呼出名称の変更及び基地局の呼出名称に変更があった場合は、それぞれ文書で通報するものとする。

（障害の発生等）

第8条 設備等に障害が生じた場合は、甲及び乙は速やかに連絡するものとする。

（免許申請及び検査等）

第9条 電波法（昭和25年法律第131号）に基づく消防無線設備等に係る免許申請、検査、無線従事者の選任、解任及びその他所要手続きは、甲に係るものは甲、乙に係るものは乙が行うものとし、その費用についてそれぞれが負担するものとする。

（雑則）

第10条 本協定についての疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成5年9月1日

甲 松本市長 有賀 正

乙 松本地域広域行政事務組合
管理者代理

松本地域広域行政事務組合

副管理者 松本市助役 松村 好雄

アマチュア無線による災害時応援協定

松本アマチュア無線クラブ（以下「甲」という。）と松本市（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 本協定は、松本市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の要請に基づき甲が協力して実施する情報の収集等に係る通信活動（以下「通信活動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（通信活動の性格）

第2条 通信活動は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

（応援の要請等）

第3条 乙は、災害時において、有線通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、情報の収集等の必要があると認めるときは、甲に加入している無線局の応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた無線局は、速やかに通信活動を行うものとする。

（応援の要請に係る手続き）

第4条 前条第1項の規定による応援の要請に係る手続きは、松本市総務部消防防災課長（以下「消防防災課長」という。）が行うものとする。

（通信統制）

第5条 無線局が第3条第2項の規定により通信活動を行う場合は、消防防災課長が指定する無線局の統制に従うものとする。

（災害補償）

第6条 本協定に基づき通信活動に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、松本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年松本市条例第19号）の規定に基づき、乙が補償する。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の成立の日から平成9年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3カ月前までに、甲又は乙いずれからも本協定の改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、本協定の有効期間中であっても双方協議して本協定を改定することができる。

(協議)

第8条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成8年3月5日

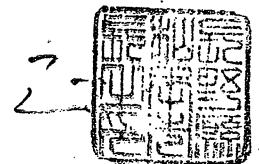
甲 松本市中央2丁目3番32号
松本アマチュア無線クラブ
会長

鈴木史郎



乙 松本市丸の内3番7号
松本市長

有 加 三



災害時の応急措置に関する協定書

災害時における応急措置の万全を期するため、松本市（以下「甲」という。）と松本市建設事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び器材の種類及び数
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応急措置に従事するものとする。

- 2 乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の申請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。
- 3 甲は、乙の応急措置を円滑にするために標示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制及び工事施工区域を事前に定めておかななければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

- 2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢の単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第6条 乙の現場活動中における災害については、甲が責任を負うものとする。

- 2 甲は、応急措置従事中に乙が災害を受けたときは、松本市消防団員等の公務災害補償条例（昭和41年松本市条例第19号）の規定に準じて補償を行うものとする。
- 3 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報 告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に使用した機器類の種類及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの応援に従事した時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間
- (5) その他必要な事項

- 2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を報告

するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(実施細目)

第11条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成5年4月1日から平成6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、双方1通を保有するものとする。

平成5年3月29日

甲 松本市丸の内3番7号
松本市長 有賀 正

乙 松本市開智2丁目3番37号
松本市建設事業協同組合
理事長 中澤 英

災害時の応急措置に関する協定書

松本市長 有賀 正（以下「甲」という。）と松本市水道事業協同組合理事長 細田 正志（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急措置の万全を期するため次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請をするものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材の種類及び数量
- (4) 応急措置の場所、内容及び期間
- (5) その他必要事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け要請に従って、応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第6条 乙の現場活動中における災害については、甲が責任を負うものとする。

2 甲は、応急措置従事中に乙が災害を受けたときは、松本市消防団員等の公務災害補償条例（昭和41年松本市条例第19号）の規定に準じて補償を行うものとする。

3 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 応急措置従事中に、第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報 告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及び従事した時間
- (2) 応急措置に使用した機器類の種類、台数及び使用時間
- (3) 応急措置に使用した資材等の種類及び数量
- (4) その他必要事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を報告するものとする。

（経費の請求）

第9条 乙は、第5条に規定する経費及び第6条に規定する補償等（以下「経費等」という。）を請求

するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支 払)

第10条 甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(実施細目)

第11条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成13年8月10日から平成14年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成13年8月10日

甲 松本市長

有 賀 正

乙 松本市水道事業協同組合 理事長 細 田 正 志

災害時における応援に関する確認書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）と東京電力株式会社 松本電力所長 花村 信（以下「乙」という。）は、松本市安曇地区及び同奈川地区（以下「両地区」という。）の災害時における復旧活動の応援に関し、次のとおり確認します。

（趣旨）

第1条 本確認書は、両地区内において地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、情報連絡ルートを確認し甲及び乙の連携、協力が速やかに図れるよう必要な事項を定めるものとします。

（応援内容の性格）

第2条 乙は、人身の安全及び乙の事業継続の確保を図ると共に、甲の要請に基づき応援活動を行うものとします。

2 乙は、情報手段の補完、復旧資機材の補完、ダム湖利用による人員及び物資の運搬、輸送力の補完、トイレ、調理器具、食料等の提供及び建物応急危険度判定有資格者派遣等、状況に応じた応援を行うものとします。

（応援の要請等）

第3条 甲は、災害時において乙の応援の必要が生じた場合は、乙に対し応援の要請をするものとします。

2 応援の要請ルートは、別表のとおりとします。

（応援の実施）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない場合を除き、これを受諾し、要請に沿って応援活動を行うものとします。

2 乙は、災害の状況により甲からの連絡が不可能と判断した場合は、甲からの要請を待つことなく乙の判断で本確認書の趣旨に基づき応援を行うものとします。

（訓練）

第5条 乙は、両地区が実施する災害訓練時に第3条第2項に定める応援の要請ルートの確認のための訓練に参加するものとします。

（協議）

第6条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとします。

(期間)

第7条 この確認書の有効期間は、平成19年1月30日から平成20年3月31日までとします。ただし、この確認書の有効期間満了1カ月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この確認書を更新するものとします。

この確認書の取り交わしの証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとします。

平成19年3月23日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

峯 谷



乙 松本市中央4丁目1番17号

東京電力株式会社

松本電力所長

花村 信



別表

連絡先一覧表

団体名	担 当	連絡先
松本市安曇支所	安曇支所総務課	0 2 6 3 - 9 4 - 2 3 0 1
松本市奈川支所	奈川支所総務課	0 2 6 3 - 7 9 - 2 1 2 1
東京電力㈱松本電力所	総務グループ	0 2 6 3 - 3 3 - 0 2 2 0

災害時の応急措置に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と松本市緑化協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置（以下「応急措置」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要があるときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）必要とする人員
- （3）必要とする資材及び器材の種類並びに数量
- （4）必要とする活動場所、活動内容及び活動期間
- （5）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受けて応急措置に従事するものとする。

2 乙は、災害の状況により甲との連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなくこの協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。

3 甲は、乙の応急措置の実施に当たり標示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 乙は、応急措置の円滑な実施を図るため、組織体制、連絡体制及び工事施工区域を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとし、その精算単価は、災害発生時における実勢の価額とする。

（相手方に対する損害賠償）

第6条 甲は、応急措置従事中に乙が災害を受けたときは、松本市消防団員等の公務災害補償条例（昭和41年松本市条例第19条）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 応急措置従事中に生じた乙の建設機械の損害に係る賠償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が応急措置従事中に第三者に対して及ぼした損害に係る賠償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事したときは、次に掲げる事項について文書により甲に報告するものとする。

- （1）応急措置に従事した人員及び名簿

- (2) 応急措置に使用した機器類の種類及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員ごとの従事時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間
- (5) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する賠償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成19年11月6日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとし、以後も同様とする。

上記協定の締結の証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年11月6日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

菅谷 伸



乙 松本市大字島立713番地
松本市緑化協会

理事長

奥原 正司



災害時におけるL Pガスに係る協力に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と長野L P協会松本支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県L Pガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるL Pガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるL Pガスに係る保安の確保並びに応急仮設住宅及び公共施設等に対するL Pガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 被災地域のL Pガスの一般消費者等に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
- (2) 供給設備設置場所以外で発見されたL Pガス容器について、容器所有者等が行うべき回収及び保管
- (3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのL Pガスが供給されることとなった場合のL Pガス供給設備工事及びL Pガス供給
- (4) 販売業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びL Pガス供給のために特に必要な業務

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第3号の協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに文書による報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第3号の規定により、乙及び丙等が行った業務並びに乙が供給したL Pガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常単価を基準として、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（役割分担）

第7条 甲は、災害時における円滑なL Pガスの供給のため、公共施設等にL Pガス供給設

備を設置し、又は防災に必要な資機材の整備を行うよう努めるものとする。

2 甲又は丙は、災害対策上必要と認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

(事故等)

第8条 乙及び丙等は、LPガスの供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第9条 第3条の規定により業務に従事した者が、業務に従事したところにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲、乙は誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡体制)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、危機管理部危機管理課、乙においては乙の事務局とし、丙においては丙の事務局とする。

2 乙は、支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来さないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第11条 乙は、災害時に円滑な支援活動ができるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする

この協定成立を証するため、本書3通を作成し、3者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年12月16日


甲 松本市丸の内3番7号
松本市長

長谷 昭 

乙 松本市大手2-5-12
長野LP協会松本支部
支部長

會田 恵司 

丙 長野県長野市中御所1-16-13 天馬ビル4F
一般社団法人長野県LPガス協会
会長

小林 芳夫 

災害時における電気の保安に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、松本市内において発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、甲の施設の電源復旧の支援を行う。

2 乙は、電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合は、可能な限り支援を行う。

3 乙は、甲に対して、甲の施設における電気の安全使用に関して必要なアドバイスをを行う。

4 甲及び乙は、災害復旧に当たって、相互に協力し、電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第3条 甲及び乙は、本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害時の状況により、文書による支援要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、当該被害に係る損害賠償について、甲と乙の双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第7条 乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出するものとし、提出後に書面の内容に変更があった場合は、速やかに変更後の書面を再提出するものとする。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲の要請があった場合は、甲が主催する総合防災訓練に参加協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、締結した日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了となる日の3カ月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成25年3月27日


甲 長野県松本市丸の内3番7号

松本市長

表谷 崑 

乙 長野県長野市桐原一丁目5番8号
一般財団法人 中部電気保安協会

長野支店長

倉持高久 

災害時における相互協力に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、平時又は災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「松本市区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、松本市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定するものとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務の範囲内においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設（以下「施設等」という。）について、施設管理者の同意を得られた場合、期間及び借用範囲を定め、施設等の提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡するものとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（定期的な情報交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換等を実施するものとする。

（情報管理の徹底）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の施設等を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。
 - (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決に当たる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

- 2 期間満了3カ月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運用に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

- 甲： 危機管理課及び所管課等
乙： 総務グループ

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2019年12月20日

松本市丸の内3番7号

甲 松本市長 菅谷 昭



松本市埋橋一丁目5番3号

乙 中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー
松本営業所長 植木 啓賀



災害時における相互協力に関する協定書

松本市(以下「甲」という。)と、東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域(以下「松本市区域」という。)で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合(以下「災害時」という。)に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、松本市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

(災害時の相互協力)

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務の範囲内においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

(電気通信設備保護のための事前伐採)

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害時における敷地及び施設の提供)

第5条 乙は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースについて、甲と事前に協議を行い、無償で提供を受けることができるものとする。

(秘密の保持)

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報(個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。)を意味するものとする。

- 2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。
- 4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。
- 5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う秘密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

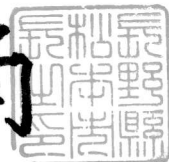
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3年 8月 25日

甲 長野県松本市丸の内3番7号

松本市長

臥雲 義尚



乙 長野県長野市新田町1137-5

東日本電信電話株式会社

長野支店長

榎本 佳一



ガス事故防止対策に関する協定書

松本警察署、松筑地方事務所、松本ガス株式会社、長野県エルピーガス協会松筑支部、中部電力株式会社松本営業所及び松本市消防本部（以下「関係機関」という。）は、ガス漏れ事故に際し、爆発事故等の防止を図るため、次のとおり協定を締結し、相互にこれを確認する。

（目的）

第1条 この協定は、松本市内におけるガス漏れ事故の発生に対し、関係機関が相互に連絡、出動及び任務分担等について協定を締結し、現場活動の円滑化を図り、ガス事故による被害を最小限に止めることを目的とする。

（予防対策）

第2条 ガス事業者及び液化石油ガス事業者は、平素から必要最小限の応急工事用の資機材を災害時において使用可能な場所に確保しておくものとする。

（発生防止）

第3条 ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、ガスの使用者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生防止のため必要な措置を記載した書面を年1回以上配布し、周知するものとする。

（消費設備の保安調査）

第4条 ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は消費設備の保安に関する調査について関係法令に定めるもののほか、努めて点検調査を行い、消費者の安全を図るものとする。

（導管等の検査等）

第5条 ガス事業法（昭和29年法律第51号）の規程に基づき、道路に埋設されている導管及びガス栓までの導管等は関係法令に定めるもののほか、努めて検査を行い、安全に供給するものとする。

（関係機関相互の通報、連絡）

第6条 ガス事故を最初に覚知した関係機関は、直ちに他の関係機関に通報するものとする。

2 前項の通報項目、方法は別紙のとおりとする。

（出動）

第7条 ガス事故を覚知し、又は通報を受けた関係機関は、直ちに出動するものとする。

2 前項の出動体制は別紙のとおりとする。

（現場の協議）

第8条 出動した関係機関の現場責任者は、消防が設置した現場本部において、ガス爆発防止対策を協議し、必要な処置を行うものとする。

2 現場本部は、ガス事故に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し、関係機関の任務分担に応じ必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 救助、救出活動等に関する事
- (2) 災害警戒区域の設定及び解除に関する事
- (3) 住民等に対する火気使用制限等に関する事
- (4) 漏洩ガス、滞留ガスの処理に関する事
- (5) ガスの供給停止に関する事
- (6) 交通規制及び附近住民等への広報並びに避難誘導に関する事
- (7) 電路の遮断に関する事
- (8) 情報の収集、交換に関する事
- (9) その他、災害現場において協議を必要とする事項

（関係機関の任務分担）

第9条 ガス漏れ事故現場における関係機関の任務分担は原則として、次のとおりとする。

(1) 情報の収集

関係機関は情報の収集を積極的に行い、事故防止が円滑に行われるように努めるものとする。

(2) ガス漏れ検知及び供給停止

松本ガス株式会社、長野県エルピーガス協会松筑支部、当該危険区域内のガス漏れを検知するとともに、ガス供給を停止するため必要な作業を行う。

(3) 火災警戒区域の設定

消防機関は、地域住民に対する危険防止のため、警察官、その他関係者の協力に得て火災警戒区域を設定する。

(4) 避難誘導

警察機関は、ガス漏れ現場附近の交通規制を行うとともに消防機関と協力し、住民等を安全な場所へ避難誘導する。

(5) 電源の遮断

中部電力株式会社は現場本部からガス漏れ事故現場附近一帯において、第2次災害の発生を防止するため要請があったときは、電路を遮断するものとする。

(ガス緊急遮断措置)

第10条 消防機関は、ガス関係機関より先に現場に到着した場合で、爆発等の2次災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認められる場合はガスの供給を遮断することができるものとする。

2 消防機関が緊急やむを得ずガスの遮断を行ったときは、現場に到着したガス関係機関に措置の内容を説明し事後の措置等を引き継ぐものとする。

(関係機関の行動基準に関する細目)

第11条 関係機関の行動基準は、本協定書によるほか、各関係機関がそれぞれ定めるものとする。

(事後処理)

第12条 事後の処理については、各々の分担に基づき関係機関の責任において処理するものとする。

(訓練)

第13条 関係機関は本協定の目的を達成するため、必要に応じ合同訓練を実施するものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合は、関係機関が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、関係機関それぞれ記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和57年1月14日

長野県松本警察署

署長 北澤寅男

長野県松筑地方事務所

所長 加々美正

松本ガス株式会社

代表取締役社長 清水孝観

長野県エルピーガス協会松筑支部

支部長 滝沢清

中部電力株式会社松本営業所

所長 高山弘

松本市消防本部

消防長 塩原英久

ガス事故防止対策に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、ガス事故防止対策に関する協定書（以下「協定書」という。）の規定に基づき細部について必要な事項を定めるものとする。

(関係機関相互の通報内容等)

第2条 協定書第6条第2項に定める通報項目、内容、方法は次のとおりとする。

(1) 関係機関がガス事故を覚知したときは、次の項目を相互に通報するものとする。

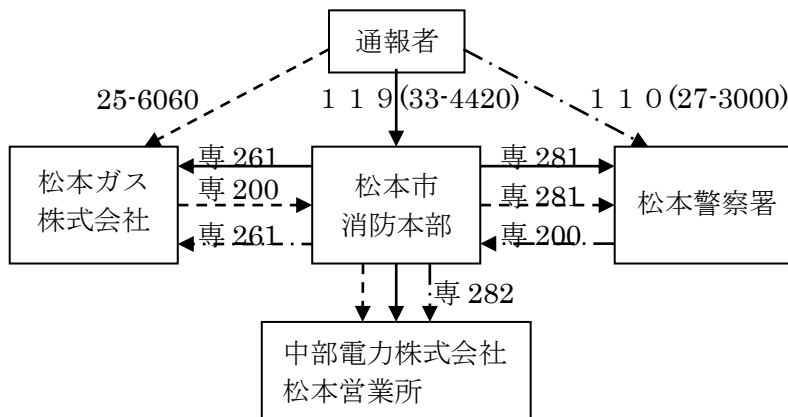
- ア 発生日時
- イ 発生場所（目標、屋内外及び階層等）
- ウ 事故の状況
- エ 負傷者等の有無
- オ 出動状況

(2) 関係機関相互の通報に用いる電話は、次表のとおりとする。

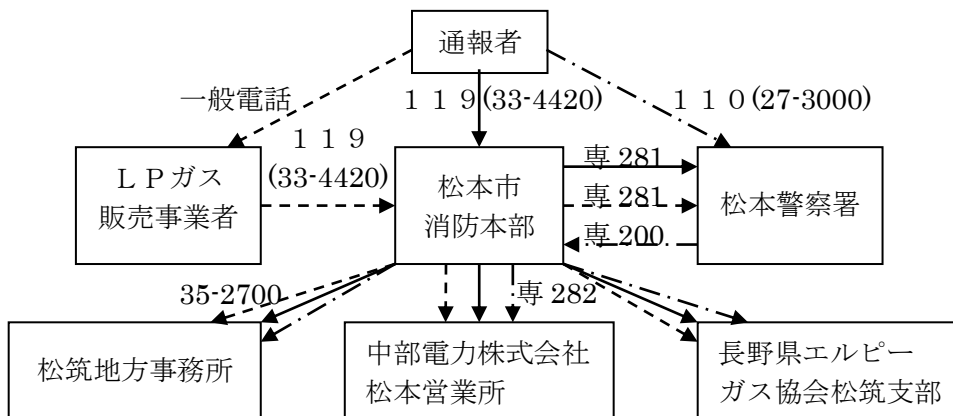
関係機関名	消防専用電話	緊急電話	加入電話	祝祭日・夜間
松本市消防本部	200	119	33-4420	33-4420
松本警察署	281	110	27-3000	27-3000
松筑地方事務所			35-2700(商工課)	
松本ガス株式会社	261		25-6060	25-6060
長野県エルピーガス協会松筑支部			35-3030(特)	35-3030(特)
中部電力株式会社松本営業所	282		32-2705	32-2705

(3) ガス漏れ事故を最初に覚知した関係機関は、松本市消防本部に通報するものとし、松本市消防本部は、次により関係機関に通報するものとする。

ア 都市ガスの場合



イ プロパンガスの場合



(出動車両、人員)

第3条 協定書第7条第2項に定める出動体制は、次のとおりとする。

() 内出動人員

出動区分	第 1 次	第 2 次	第 3 次
機関の名称	覚知したがその状況が把握できないとき	先行部隊からの情報で第1次では対応できないとき	規模が大きく第2次では対応できないとき
松本市消防本部	1台(4名)	2~4台(8~16名)	4~6台(16~24名)
松本警察署	1台(4名)	2~4台(8~15名)	4~6台(15~20名)
松筑地方事務所	1台(2名)	1台(2名)	1台(2名)
松本ガス株式会社	1~3台(2~6名)	3~4台(6~13名)	4~11台(13~34名)
長野県エネルギーガス協会松筑支部	1台(5名)	2台(10名)	6台(20名以上)
中部電力株式会社松本営業所	1台(2名)	必要に応じて	

2 前項に定める出動車両及び人員について関係機関の責任者は災害の規模により逐次増強するものとする。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの理事長 米原 俊夫（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画に基づき、市内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給等の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して保有商品の供給及び運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給等の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給等の要請手続き）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第8条 応急生活物資の引取り場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費 用）

第9条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するもの

とする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援協定等を締結し、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集、提供)

第11条 甲は、災害時において、住民に対し、応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等に関する調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第12条 乙は災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰防止等を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動の推進)

第13条 乙は、災害時の生活物資配布等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(災害対策本部への参加)

第14条 甲は、必要に応じ、乙に対して松本市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

第16条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第17条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了の日1カ月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間は、協定期間満了の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年3月28日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

峯谷



乙 長野市篠ノ井御幣川668番地

生活協同組合コープながの

理事長

米原



別 表 (第5条関係)

<p>優先供給品目</p>	<p>容器入り水、飲料水 パン (菓子パン、調理パン、食パン) 牛乳 (乳製品その他) 果物 (バナナ他) レトルト食品 (ごはん、おかず)</p>
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<p>缶詰 (イージーオープン) ハム、ソーセージ インスタントラーメン バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 米 粉ミルク 乾電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター 軍手 傘、カップ ポリバケツ 飲料水用ポリタンク カセット式ガスコンロ、ガスボンベ 紙コップ、紙皿、割りばし、スプーン トイレットペーパー、ティッシュペーパー 洗剤、石けん 紙おむつ 生理用品 濡れティッシュ ゴミ袋 運動靴 下着、靴下 タオル 毛布 蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)</p>

- (1) 優先供給品目は、災害直後に最優先で供給すべき品目
- (2) 状況に応じて供給する品目は、おおむね上記の品目とし、災害現場や被災者ニーズの変化など状況に応じて供給
- (3) 品目は、上記のほか甲乙協議のうえ、災害の都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）と松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長 村山 歡治（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画に基づき、市内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給等の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して保有商品の供給及び運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給等の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給等の要請手続き）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第8条 応急生活物資の引取り場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費 用）

第9条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するもの

とする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

- 第10条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援協定等を締結し、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集、提供)

- 第11条 甲は、災害時において、住民に対し、応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等に関する調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

- 第12条 乙は災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰防止等を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動の推進)

- 第13条 乙は、災害時の生活物資配布等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(災害対策本部への参加)

- 第14条 甲は、必要に応じ、乙に対して松本市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

- 第15条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

- 第16条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

- 第17条 この協定の施行に当たっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了の日1カ月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間は、協定期間満了の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協 議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

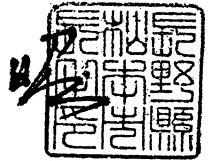
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年3月28日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

松谷 唯

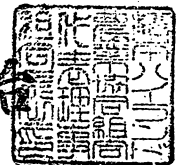


乙 松本市南松本1丁目2番16号

松本ハイランド農業協同組合

代表理事組合長

村山 敬治



別 表 (第 5 条関係)

<p>優先供給品目</p>	<p>容器入り水、飲料水 パン (菓子パン、調理パン、食パン) 牛乳 (乳製品その他) 果物 (バナナ他) レトルト食品 (ごはん、おかず)</p>
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<p>缶詰 (イージーオープン) ハム、ソーセージ インスタントラーメン バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 米 粉ミルク 乾電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター 軍手 傘、カップ ポリバケツ 飲料水用ポリタンク カセット式ガスコンロ、ガスボンベ 紙コップ、紙皿、割りばし、スプーン トイレットペーパー、ティッシュペーパー 洗剤、石けん 紙おむつ 生理用品 濡れティッシュ ゴミ袋 運動靴 下着、靴下 タオル 毛布 蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)</p>

- (1) 優先供給品目は、災害直後に最優先で供給すべき品目
- (2) 状況に応じて供給する品目は、おおむね上記の品目とし、災害現場や被災者ニーズの変化など状況に応じて供給
- (3) 品目は、上記のほか甲乙協議のうえ、災害の都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）とあづみ農業協同組合代表理事組合長 鈴木 章文（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画に基づき、市内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が松本市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給等の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給及び運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給等の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給等の要請手続き）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第8条 応急生活物資の引取り場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援協定等を締結し、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第11条 甲は、災害時において、住民に対し、応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等に関する調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第12条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰防止等を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動の推進)

第13条 乙は、災害時の生活物資配布等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(災害対策本部への参加)

第14条 甲は、必要に応じ、乙に対して松本市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

第16条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第17条 この協定の施行に当たっては、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、この協定締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了の日1カ月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間は、協定期間満了の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)


第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成17年12月27日

甲 松本市丸の内3番7号


松本市長

長谷 昭 

乙 安曇野市豊科4270番地6

あづみ農業協同組合

代表理事組合長

鈴木章文 

別 表 (第5条関係)

<p>優先供給品目</p>	<p>容器入り水、飲料水 パン (菓子パン、調理パン、食パン) 牛乳 (乳製品その他) 果物 (バナナ他) レトルト食品 (ごはん、おかず)</p>
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<p>缶詰 (イージーオープン) ハム、ソーセージ インスタントラーメン バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 米 粉ミルク 乾電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター 軍手 傘、カッパ ポリバケツ 飲料水用ポリタンク カセット式ガスコンロ、ガスボンベ 紙コップ、紙皿、割りばし、スプーン トイレットペーパー、ティッシュペーパー 洗剤、石けん 紙おむつ 生理用品 濡れティッシュ ゴミ袋 運動靴 下着、靴下 タオル 毛布 蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)</p>

(1) 優先供給品目は、災害直後に最優先で供給すべき品目

(2) 状況に応じて供給する品目は、おおむね上記の品目とし、災害現場や被災者ニーズの変化など状況に応じて供給

(3) 品目は、上記のほか甲乙協議のうえ、災害の都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と株式会社アップランド（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画に基づき、市内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の取扱商品の供給及び運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給等の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項の応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（応急生活物資供給等の要請手続き）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとし、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第8条 応急生活物資の引取り場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集、提供）

第10条 甲は、災害時において、住民に対し、応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確

な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等に関する調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰防止等を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(災害対策本部への参加)

第12条 甲は、必要に応じ、乙に対して松本市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

第13条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了の日1カ月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間は、協定期間満了の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年2月15日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

長谷



乙 松本市大字今井7155番地28

株式会社 アップルランド

代表取締役社長

龍澤 知峰



別 表 (第5条関係)

<p>優先供給品目</p>	<p>容器入り水、飲料水 パン (菓子パン、調理パン、食パン) 牛乳 (乳製品その他) 果物 (バナナ他) レトルト食品 (ごはん、おかず)</p>
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<p>缶詰 (イージーオープン) ハム、ソーセージ インスタントラーメン バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 米 粉ミルク 乾電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター 軍手 傘、カップ ポリバケツ 飲料水用ポリタンク カセット式ガスコンロ、ガスボンベ 紙コップ、紙皿、割りばし、スプーン トイレットペーパー、ティッシュペーパー 洗剤、石けん 紙おむつ 生理用品 濡れティッシュ ゴミ袋 運動靴 下着、靴下 タオル 毛布 蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)</p>

- (1) 優先供給品目は、災害直後に最優先で供給すべき品目
- (2) 状況に応じて供給する品目は、おおむね上記の品目とし、災害現場や被災者ニーズの変化など状況に応じて供給
- (3) 品目は、上記のほか甲乙協議のうえ、災害の都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）とイオン株式会社中部カンパニー長野事業部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画に基づき、市内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の取扱商品の供給及び運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給等の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項の応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（応急生活物資供給等の要請手続き）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとし、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第8条 応急生活物資の引取り場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集、提供）

第10条 甲は、災害時において、住民に対し、応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確

な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等に関する調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰防止等を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第12条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了の日1カ月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間は、協定期間満了の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年2月15日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

菅谷



乙 松本市双葉10番22号 双葉町ビルB棟
イオン株式会社 中部カンパニー

長野事業部 事業部長

西崎泰男



別 表 (第5条関係)

<p>優先供給品目</p>	<p>容器入り水、飲料水 パン (菓子パン、調理パン、食パン) 牛乳 (乳製品その他) 果物 (バナナ他) レトルト食品 (ごはん、おかず)</p>
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<p>缶詰(イージーオープン) ハム、ソーセージ インスタントラーメン バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 米 粉ミルク 乾電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター 軍手 傘、カップ ポリバケツ 飲料水用ポリタンク カセット式ガスコンロ、ガスボンベ 紙コップ、紙皿、割りばし、スプーン トイレットペーパー、ティッシュペーパー 洗剤、石けん 紙おむつ 生理用品 濡れティッシュ ゴミ袋 運動靴 下着、靴下 タオル 毛布 蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)</p>

- (1) 優先供給品目は、災害直後に最優先で供給すべき品目
- (2) 状況に応じて供給する品目は、おおむね上記の品目とし、災害現場や被災者ニーズの変化など状況に応じて供給
- (3) 品目は、上記のほか甲乙協議のうえ、災害の都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）とイオン株式会社マックスバリュ事業本部関東信州事業部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画に基づき、市内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の取扱商品の供給及び運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給等の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項の応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（応急生活物資供給等の要請手続き）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとし、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第8条 応急生活物資の引取り場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集、提供）

第10条 甲は、災害時において、住民に対し、応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等に関する調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰防止等を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第12条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了の日1カ月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間は、協定期間満了の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年2月15日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

萩谷 雄



乙 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1
イオン株式会社 マックスバリュ事業本部

関東信州事業部 事業部長

川谷 昭彦



平成22年3月4日 承継
マックスバリュ長野株式会社 代表取締役社長 石田 伸二

別 表 (第5条関係)

<p>優先供給品目</p>	<p>容器入り水、飲料水 パン (菓子パン、調理パン、食パン) 牛乳 (乳製品その他) 果物 (バナナ他) レトルト食品 (ごはん、おかず)</p>
<p>状況に応じて供給する品目</p>	<p>缶詰 (イージーオープン) ハム、ソーセージ インスタントラーメン バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 米 粉ミルク 乾電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター 軍手 傘、カップ ポリバケツ 飲料水用ポリタンク カセット式ガスコンロ、ガスボンベ 紙コップ、紙皿、割りばし、スプーン トイレットペーパー、ティッシュペーパー 洗剤、石けん 紙おむつ 生理用品 濡れティッシュ ゴミ袋 運動靴 下着、靴下 タオル 毛布 蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)</p>

- (1) 優先供給品目は、災害直後に最優先で供給すべき品目
- (2) 状況に応じて供給する品目は、おおむね上記の品目とし、災害現場や被災者ニーズの変化など状況に応じて供給
- (3) 品目は、上記のほか甲乙協議のうえ、災害の都度指定できるものとする。

全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定

全国公設地方卸売市場協議会各会員は、別紙1「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書」に基づき、協定を締結する。

なお、この協定は、別紙2「災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧」に記載された会員間で実施するものとする。

この協定は、平成29年9月1日から施行する。

平成29年9月1日

全国公設地方卸売市場協議会会長
豊田市公設地方卸売市場
開設者 豊田市長 太田稔彦

全国公設地方卸売市場協議会 災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続き)

第3条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第4条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

- 2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第5条 会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

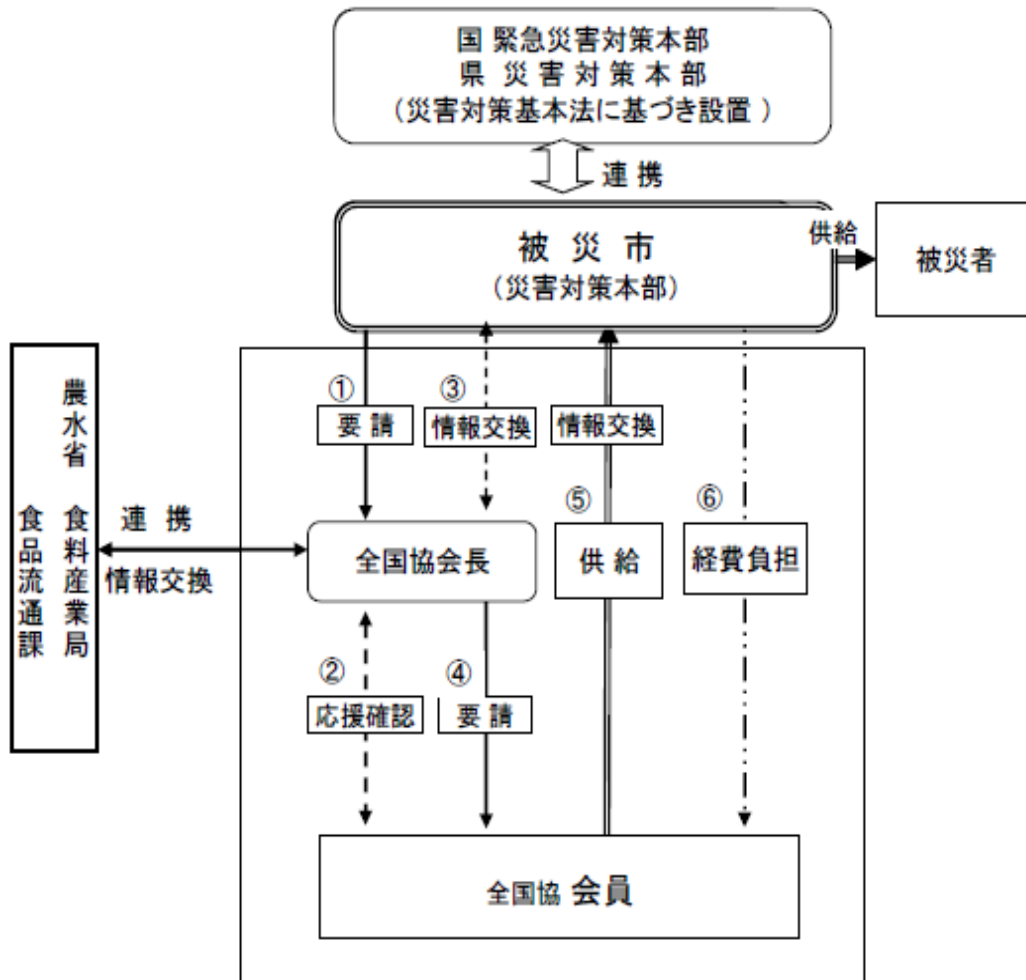
第9条 この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則

1 この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

2 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

大規模災害時における生鮮食料品の供給に係る市場間の応援系統図



【 応援手順の概要 】

要 請	①食料供給について、種類及び数量を明示して全国協会長に要請 被害の状況、搬送手段及び経路、供給場所、連絡窓口等の情報を提供
↓	
全国協会長	②被災市からの要請に応じて、全国協会員に対し応援の可否を確認 ③全国協会員の応援状況を収集し、被災市と要請する全国協会員及び供給方法等について調整
要 請	④被災市との調整後、正式に全国協会員へ要請
↓	
供 給	⑤要請を受けた全国協会員は、速やかに生鮮食料品を確保し、被災市へ供給
↓	
経費負担	⑥要請した被災市は、全国協会員の応援に要した経費を負担

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成29年9月1日

【東日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	千歳市公設地方卸売市場	千歳市長 山口 幸太郎	青果・水産
2	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市長 岩倉 博文	青果・水産・花き
3	函館市水産物地方卸売市場	函館市長 工藤 壽樹	水産
	函館市青果物地方卸売市場		青果
4	地方卸売市場八戸市第一魚市場	八戸市長 小林 眞	水産
	地方卸売市場八戸市第二魚市場		
	地方卸売市場八戸市第三魚市場		
5	秋田市公設地方卸売市場	秋田市長 穂積 志	青果・水産
6	公設庄内青果物地方卸売市場	庄内広域行政組合理事長 榎本 政規	青果
7	米沢市青果物地方卸売市場	米沢市長 中川 勝	青果
8	山形市公設地方卸売市場	山形市長 佐藤 孝弘	青果・水産
9	郡山市総合地方卸売市場	郡山市長 品川 萬里	青果・水産・花き
10	福島市公設地方卸売市場	福島市長 小林 香	青果・水産・花き
11	水戸市公設地方卸売市場	水戸市長 高橋 靖	青果・水産・花き
12	公設鹿島地方卸売市場	鹿島地方事務組合管理者 保立 一男	青果
13	黒磯那須公設地方卸売市場	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 組合長 君島 寛	青果・水産
14	鹿沼市公設地方卸売市場	鹿沼市長 佐藤 信	青果・水産
15	秩父市公設地方卸売市場	秩父市長 久喜 邦康	青果・水産
16	柏市公設総合地方卸売市場	柏市長 秋山 浩保	青果・水産・花き
17	成田市公設地方卸売市場	成田市長 小泉 一成	青果・水産
18	千葉市地方卸売市場	千葉市長 熊谷 俊人	青果・水産
19	船橋市地方卸売市場	船橋市長 松戸 徹	青果・水産
20	三浦市三崎水産物 公設地方卸売市場	三浦市長 吉田 英男	水産
21	小田原市公設青果地方卸売市場	小田原市長 加藤 憲一	青果
	小田原市公設水産地方卸売市場		水産
22	川崎市地方卸売市場南部市場	川崎市長 福田 紀彦	青果・水産・花き
23	松本市公設地方卸売市場	松本市長 菅谷 昭	青果・水産 食肉・花き
24	諏訪市公設地方卸売市場	諏訪市長 金子 ゆかり	青果・水産
25	飯田市公設地方卸売市場	飯田市長 牧野 光朗	青果・水産
26	甲府市地方卸売市場	甲府市長 樋口 雄一	青果・水産

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成29年9月1日

【西日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	南加賀公設地方卸売市場	南加賀広域圏事務組合 管理者 和田 慎司	青果・水産
2	七尾市公設地方卸売市場	七尾市長 不嶋 豊和	青果・水産
3	高山市公設地方卸売市場	高山市長 國島 芳明	青果・水産
4	中濃公設地方卸売市場	関市長 尾関 健治	青果
5	豊田市公設地方卸売市場	豊田市長 太田 稔彦	青果・水産
6	富山市公設地方卸売市場	富山市長 森 雅志	青果・水産・花き
7	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市長 小椋 正清	青果・水産・花き
8	大津市公設地方卸売市場	大津市長 越 直美	青果・水産
9	福知山市公設地方卸売市場	福知山市長 大橋 一夫	青果
10	新宮広域圏公設地方卸売市場	新宮周辺広域市町村圏事務組合 管理者 田岡 実千年	青果・水産
11	明石市公設地方卸売市場	明石市長 泉 房穂	青果・水産
12	尼崎市公設地方卸売市場	尼崎市長 稲村 和美	青果・水産
13	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市長 深澤 義彦	青果・水産・花き
14	岩国市公設地方卸売市場	岩国市長 福田 良彦	青果・水産
15	宇部市公設地方卸売市場	宇部市長 久保田 后子	水産
16	下関市地方卸売市場唐戸市場	下関市長 前田 晋太郎	水産
	下関市地方卸売市場南風泊市場		
	下関市地方卸売市場特牛市場		
	下関市地方卸売市場新下関市場		
17	北九州市公設地方卸売市場	北九州市長 北橋 健治	水産
18	飯塚市公設地方卸売市場	飯塚市長 片峯 誠	青果・水産・花き
19	大分市公設地方卸売市場	大分市長 佐藤 樹一郎	青果・水産
20	別府市公設地方卸売市場	別府市長 長野 恭紘	青果・水産・花き
21	佐伯市公設水産地方卸売市場 (葛港市場)	佐伯市長 田中 利明	水産
	佐伯市公設水産地方卸売市場 (鶴見市場)		
22	都城市公設地方卸売市場	都城市長 池田 宜永	青果・水産・花き

災害応急用ヘリコプター使用に関する契約書

松本市長 有賀 正（以下「甲」という。）と東邦航空株式会社 代表取締役社長 井出 勝（以下「乙」という。）とは、甲が乙所有のヘリコプターを使用することについて、次のとおり契約を締結する。

（使用目的及び方法）

- 第1条 甲は、災害応急対策等のため緊急を要する場合、乙に対し別表に定める4機種 of ヘリコプターうち、1機又は数機の使用を依頼するものとする。
- 2 乙は、甲から前項の依頼を受けた場合、直ちにかつ優先的に甲の指示に基づき飛行を行うものとする。ただし、気象条件の不良その他明らかに飛行不能と認められた場合は、中止することができる。
- 3 乙は、止むを得ない理由により、依頼された機種ヘリコプターの飛行ができない時は、甲の了解に基づき、別途機種のヘリコプターを運航できるものとする。

（使用料金）

- 第2条 ヘリコプターの使用料金は、次のとおりとする。
- (1) 前条第1項については、それぞれ別表に定める単価とする。
- (2) 前条第3項の場合については、依頼した機種と代替機種のいずれか廉価な単価とする。
- (3) 飛行実施時間の計算の起点は、常駐基地（松本空港）とし、飛行実施時間の計算は分単位で各機種毎に計算するものとする。

（使用料金の支払い）

- 第3条 乙は、その月の飛行記録を添付して、料金請求書を翌月5日までに甲に提出し、甲は、受理した日から1カ月以内に当該料金を支払うものとする。

（契約保証金）

- 第4条 契約保証金は150,000円とし、その納付を免除する。ただし、乙は本契約を履行しなかったときは、契約保証金に該当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

（運行管理）

- 第5条 乙は、飛行に必要な航空法上の手続き及び運行管理について、一切の義務と責任を負う。

（損害の賠償等）

- 第6条 乙は、甲及びその関係者がヘリコプター搭乗中又は乗降時における事故により、死亡又は負傷した場合は、一人当たり2,300万円を限度とし

て賠償の責に任ずる。ただし、甲及びその関係者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

- 2 乙は、飛行の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合はその責に任ずる。ただし、甲及びその関係者の故意又は重大な過失によって第三者に損害を与えたことが明らかな場合はこの限りではない。

(乙以外の機体の使用について)

第7条 乙は、乙の所有するヘリコプターが、使用不能な場合は、甲の了解を得て他社のヘリコプターを用意するものとする。

- 2 乙以外の航空会社が飛行する場合は、飛行上生ずる一切の責任は飛行を実施する航空会社がこれを負うものとする。ただし、航空会社間において取り交わした相互協定に基づき、乙が処理するものとする。

(契約期間)

第8条 この契約の有効期間は、この契約の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いずれからもなんらの申し出がないときは、この契約は更に1年間延長されたものとし、以後この例による。

(疑義の解決方法)

第9条 この契約の実施に関し、甲乙間に疑義のあるときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成14年 2月14日

甲 松本市長

有 賀



乙 東京都三鷹市大沢6丁目11番25号
東邦航空株式会社
代表取締役社長

井 出



別 表

機 種 名	型	1時間当たり単価 (円)
AS332L (スーパーピューマ)	大 型	$1,352,500 \times \frac{105}{100}$
SA330J (ピューマ)	大 型	$1,150,600 \times \frac{105}{100}$
SA315B (ラ マ)	小 型	$465,000 \times \frac{105}{100}$
AS350 (エキュレイユ)	小 型	$395,600 \times \frac{105}{100}$

災害時における物資の輸送に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と中信トラック協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して行う物資輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資の輸送に関し、乙の応援を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- (3) 物資積み込み場所及び積み下ろし場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) 輸送品目（品名及び量）
- (6) その他参考となる事項

2 前項の規定にかかわらず、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請することとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、すみやかに、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数、車両種類及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定による応援に要した費用（運賃・料金並びに有料道路通行料、駐車場使用料等の実負担額をいう。）は、甲が負担する。

なお、運賃・料金等の算出方法については、災害発生時における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（事故の報告等）

第6条 乙が応援のために供給した事業用自動車に故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用自動車を交換してその応援を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（補償）

第7条 第3条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したところにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては松本市危機管理課長、乙においては中信トラック協同組合専務理事とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、平成25年3月27日から平成26年3月31日までとする。

2 前項に定める期間が満了する30日前までに、甲乙いずれからも文書による意思表示がないときは、更に1年間継続するものとする。

3 前項の規定は、同項の規定により継続された期間を更に継続する場合に準用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

長谷 昭 

乙 松本市大字笹賀7570番地2
中信トラック協同組合

理事長

藤原 薫 

災害時における松本市防災物資ターミナルの運営等の協力に関する協定

松本市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で地震、風水害、大火災その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲が管理する松本市防災物資ターミナル（以下「ターミナル」という。）の運営等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して行うターミナルの運営等の協力の要請（以下「要請」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次の事項について乙に要請することができる。

- (1) ターミナルにおける入庫から出庫までの運営
 - (2) ターミナルの運営に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めた事項
- 2 乙は、前項に定める事項について、自己の業務に支障がない範囲内で協力するものとし、甲はこれを確認する。

（要請手続）

第3条 甲は、災害時におけるターミナルの運営等に関し、乙の応援を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする・荷役機械数・種類及び人員
- (3) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

2 前項の規定にかかわらず、市内において震度6以上の揺れを観測した場合は、速やかにターミナルの運營業務に従事すること。その他、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請することとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、すみやかに、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 従事者名簿
- (2) 従事日
- (3) 使用した資機材
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（費用の額）

第5条 協力業務の実施に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか、乙の資機材の使用料に関しては時価相場相当額、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当額を基準として算定し、甲乙間の協議のうえ決定するものとする。

（支払等）

第6条 乙は前条に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(通知)

第7条 甲は、乙の協力協議の円滑な実施のため甲の施設の配置等に関して重要な変更が生じたときは、乙に通知するものとする。

(連携)

第8条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり相互に連携を図るものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては松本市危機管理課長、乙においては松本営業支店長とする。

3 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加の要請をすることができる。この場合において、乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、自己の業務に支障がない範囲内で参加するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 松本市丸の内3番7号
松本市長 臥雲 義尚



乙 伊那市中の原8228番167号
日本通運株式会社伊那支店
支店長 笠井 俊朗



災害時における松本市及び郵便局の協力に関する協定

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）と松本市内郵便局代表 松本郵便局長 神津 重敏（以下「乙」という。）とは、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に協力し災害対策の効果的な推進と円滑な実施を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協力の内容）

第1条 甲及び乙は、松本市内に災害が発生し、それぞれ十分な応急措置ができない場合において、甲又は乙からの次に掲げる事項に係る要請に対し、相互に協力して迅速に対応するよう努めなければならない。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 甲又は乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用に関すること。
- (3) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供に関すること。
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること。
- (5) その他相互協力が必要と認められること。

（経費の負担）

第2条 前条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議をし、負担すべき額を決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第3条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報を交換するものとする。

（松本市災害対策本部への参加）

第6条 甲は、必要に応じ乙に対して松本市災害対策本部へ職員を派遣するよう要請することができ

るものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこのこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年12月27日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

表谷 晃 

乙 松本市中央2丁目7番5号

松本市内郵便局代表

松本郵便局長

神津 隆敏 

災害時における宿泊施設・設備等の供給に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と松本市内旅館組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における宿泊施設・設備等（以下「施設等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、施設等を調達する必要があるときは、乙に対し、施設等の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で施設等の提供について協力するものとする。

（供給施設の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する施設等は、次に掲げるもののうち、災害時点において乙が保有する施設等とする。

- (1) 宿泊に要する施設・設備
- (2) その他必要とするもの

（要請及び供給の方法）

第3条 甲が乙に対し施設等の供給の協力を要請するときは、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。

- (1) 受入要請の人数
- (2) 宿泊期間
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（細目）

第4条 この協定の実施に関し、必要な事項については、別に定める。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

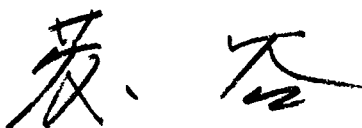
第6条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月23日

甲 松本市丸の内3番7号

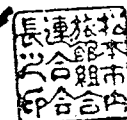
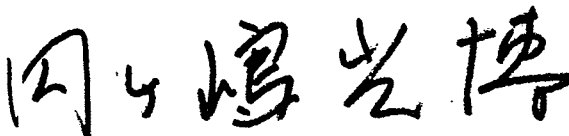
松本市長



乙 松本市深志3丁目7番43号

松本市内旅館組合連合会

会長



松本市内旅館組合連合会加盟組合一覧

組 合 名	氏 名	組 合 所 在 地
松本ホテル旅館協同組合	内ヶ嶋 光博	松本市深志3丁目7番43号
浅間温泉旅館協同組合	三 浦 昭	松本市浅間温泉2丁目6番1号 浅間温泉文化センター内
美ヶ原温泉旅館協同組合	金 宇 浩	松本市里山辺88番地2号
横田温泉旅館組合	吉田 弘寿	松本市横田2丁目7番7号
浅間温泉観光旅館共栄組合	小林 利治	松本市浅間温泉2丁目8番18号
松本市旅館組合	原 邦彦	松本市南浅間6丁目33番2号
美ヶ原旅館組合	小澤 蔵生	松本市美ヶ原高原王ヶ頭
崖の湯旅館組合	百瀬 博行	松本市内田3405番地

災害時の応急危険度判定の協力に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会松筑支部（以下「乙」という。）とは、震度5弱以上の地震（以下「災害」という。）が発生したときに2次災害の防止等を図るため、施設の応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て応急危険度判定を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 応急危険度判定の対象となる施設は、災害時における拠点施設及び避難所（以下「公共施設」という。）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき、応急危険度判定を実施する必要があるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにし、速やかに協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

（応急危険度判定の実施）

第4条 乙は、甲から応急危険度判定の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限りこれを受託し、甲の指示を受け応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により甲との連絡が不可能なときは、この協定の趣旨に基づき、甲の要請を待つことなく応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙が応急危険度判定に協力する期間は、甲が防災計画に基づく判定実施本部を設置するまでの間とする。

（事前計画）

第5条 甲乙は、応急危険度判定の円滑な実施を図るため、あらかじめ次に掲げる事項を相手方に文書で報告しなければならない。報告した事項を変更するときも同様とする。

- (1) 甲 公共施設の名称及び位置
- (2) 乙 組織体制及び連絡体制

（報告）

第6条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定の結果
- (2) 応急危険度判定に従事した人員及び名簿
- (3) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- (4) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
- (5) その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく応急危険度判定の実施に要した経費は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」に準じて甲乙で負担するものとする。

（災害補償等）

第8条 甲は、乙がこの協定に基づく応急危険度判定従事中に災害を受けたときは、松本市消防団員等の公務災害補償条例（昭和41年条例第19号）の規定に準じて補償するものとする。

2 乙が応急危険度判定従事中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を決定するものとする。

（経費等の請求）

第9条 乙は、第7条に規定する経費及び前条第1項に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（経費等の支払い）

第10条 甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、速やかに経費等を乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定従事中に知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第13条 この協定の有効期間は、平成20年2月15日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1カ月前までに、甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月15日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

表谷 雄

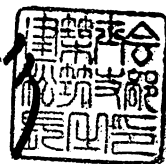


乙 松本市丸の内3番7号

社団法人 長野県建築士会松筑支部

支部長

中野 久章



災害時の公共施設緊急点検等の協力に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会松筑支部（以下「乙」という。）とは、震度5弱以上の地震（以下「災害」という。）が発生したときに、被災した建築物による2次災害の防止を図るため、公共施設の緊急点検又は応急危険度判定（以下「緊急点検等」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て緊急点検等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 松本市地域防災計画における指定避難所及び拠点施設をいう。
- (2) 緊急点検 公共施設の開設にあたり建築士が実施する建築物の簡易安全点検をいう。
- (3) 応急危険度判定 公共施設の使用可否を判断する必要がある場合に応急危険度判定士が実施する判定をいう。
- (4) 応急危険度判定士 長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱による認定を受けた者をいう。

（対象施設）

第3条 緊急点検等の対象施設は、甲が指定する公共施設とする。

（実施条件）

第4条 乙は、震度6弱以上の地震が発生したときは、甲の要請を待つことなく緊急点検を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生し甲からの要請を受けたときは、緊急点検等を実施するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、緊急点検等を実施する必要があると判断したときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにし、速やかに協力を要請するものとする。

平成30年 9 月 / 日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長 菅谷 昭



乙 松本市島立1020

一般社団法人 長野県建築士会松筑支部

支部長 岩原



災害時の応急措置に関する協定書

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）と松本市電設業協会 会長 倉澤 英行（以下「乙」という。）とは、災害時の電気設備等の応急措置業務（以下「応急措置」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、松本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく災害応急措置として、指定避難所及び甲の所管する公共建築物その他これに準ずる施設（以下「施設」という。）の電気設備等の安全点検機能確保及び復旧を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき必要があると認めたときは、乙に対し、応急措置を速やかに要請する。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請することのできる応急措置は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時における施設の電気設備の破損箇所等の被害状況把握及び報告
- (2) 災害発生時における施設の電気設備の応急措置・応急復旧工事
- (3) その他特に甲から要請があった事項

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、災害時の応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、あらかじめ乙から通知を受けた連絡体制により支援要請し、事後速やかに災害時支援要請書を送付する。

（支援協力の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた場合で、業務上の支障がなく又はやむを得ない理由がないときは、これを受諾し、甲の指示により、応急措置を実施する。

（事前計画）

第6条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制を事前に定め、甲に通知しなければならない。

（報告）

第7条 乙は、第5条の規定により応急措置を実施した場合は、速やかに甲に対し、災害時の応急措置業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づく応急措置に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費の精算単価は、要請書を提出した時における実勢単価とする。

（災害補償）

第9条 乙の応急措置従事中における災害については、甲が責任を負うものとする。

2 甲は、応急措置従事中に乙が災害を受けたときは、松本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第19号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第10条 乙が、応急措置従事中に、第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費等の請求）

第11条 乙は、第8条に規定する経費、第9条に規定する災害補償及び前条に規定する第三者に対する

損害賠償を甲に請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払い)

第12条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その請求が適当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、更に当該有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとし、以後も同様とする。

(補則)

第15条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年11月6日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

松本 谷 昭 

乙 松本市埋橋2丁目13番11号
松本市電設業協会

会長

倉澤英行 

災害時の応急措置に関する協定細目

松本市長 菅谷 昭（以下「甲」という。）と松本市電設業協会 会長 倉澤 英行（以下「乙」という。）は、「災害時の応急措置に関する協定」（以下「協定」という。）の定めを遵守し、災害時に公共建築物の安全点検と応急措置を速やかに実施するため、協定に基づき次のとおり「災害時の応急措置に関する協定細目」（以下「細目」という。）を定める。

（連絡体制）

第1条 甲の連絡窓口は松本市災害対策本部とし、乙の連絡窓口は松本市電設業協会会長とする。

（出動体制）

第2条 応急措置の対象施設は、甲が乙に要請した施設とし、当該施設に変更があった場合は、甲は、速やかに乙に対し、通知するものとする。

2 乙は、24時間の即時出動体制を確保し、応急措置のための出動を指示し、出動した場合には、甲へ報告する。

（行 動）

第3条 乙は、甲から要請があった場合には、速やかに連絡し、要請のあった施設に出動させるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき、施設の電気設備の安全点検並びに必要な応じた復旧及び応急措置を実施する。

3 乙は、被害状況及び応急措置の内容を取りまとめ、甲へ報告するものとする。

（損害補償）

第4条 乙の応急措置従事中に生じた乙所有の建設機械等災害時抛出品の損傷に対する補償については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

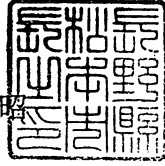
この細目の締結を証するため、本細目2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年11月6日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

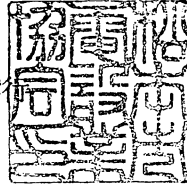
菅谷



乙 松本市埋橋2丁目13番11号
松本市電設業協会

会長

倉澤 英



災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合中信支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、以って市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(市民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。


(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月16日


甲 長野県松本市丸の内3番7号
松本市長

長谷 規 

乙 長野県長野市北条町25番地1
長野県石油商業組合
理事長

北条 乙 

丙 長野県松本市中央1丁目23番1号 松本商工会館3階
長野県石油商業組合中信支部
支部長

菅原 幹 

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と、松塩筑木曾老人福祉施設組合（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松本市内で大規模な災害が発生した場合において、災害時要援護者のうち高齢者（以下「要援護者（高齢者）」という。）の避難援護のために乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することについて、甲が乙に対して協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、松本市災害時要援護者支援プランに基づき、要援護者（高齢者）が支障なく避難生活を送るために特別な配慮がされた避難所を指し、本人及び家族等の介助者を一時的に受入れる施設とする。

（対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者（高齢者）で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者をいう。

（福祉避難所として要請する施設）

第4条 甲から乙へ、福祉避難所として受入れの協力を要請する施設は、別表のとおりとする。

（福祉避難所の開設）

第5条 乙は、前条の要請を受けた時は、対象施設の被災状況や職員の参集状況等に応じて、甲との協議のうえ、受入態勢を整えるとともに、福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、前条の対象施設へ移送を要する対象者の受入れについて、あらかじめ対象施設に電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した書面で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の氏名、住所、生年月日、心身の状況、連絡先等
- (2) 介助者を伴う場合は、介助者の氏名、住所、続柄、連絡先
- (3) 緊急連絡先、担当ケアマネジャーの氏名及び所属
- (4) 福祉及び医療サービス利用状況

3 対象者の福祉避難所への受入れ時に、対象者の状況を的確に把握するため、出来る限り家族等の同伴を求めるものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第6条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲と乙の協議のうえ、延長できるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとするが、困難な場合は、甲と乙で協議して、その時の状況に応じた対策をとることとする。

(福祉避難所の運営等)

第8条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 乙は、対象施設の職員により、対象者及び家族等に対し、必要な食品、被服、寝具、その他生活に必要な援助を行うものとする。

3 乙は、対象施設の職員により、対象者や家族等の相談等の日常生活上の支援、及び対象者が必要とする福祉サービスや保健医療サービスを受けられるための支援に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は乙に対し、対象者の受入れに要した経費について、災害救助法関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た、対象者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(必要物資等の協議)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は協定締結後1年間とし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

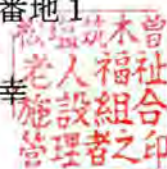
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年1月11日

(甲) 所在地 松本市丸の内3番7号
名称 松本市
代表者職氏名 松本市長 菅谷 昭



(乙) 所在地 塩尻市大字広丘郷原1683番地1
名称 松塩筑木曾老人福祉施設組合
代表者職氏名 管理者 塩尻市長 小口 利幸



(別表)

福祉避難所として受入れの協力を要請する施設一覧

施設名称	所在地
特別養護老人ホーム 岡田の里	松本市大字岡田下岡田677番地1
デイサービスセンター ジョイフル岡田	松本市大字岡田下岡田677番地1
特別養護老人ホーム 四賀福寿荘	松本市刈谷原町613番地
特別養護老人ホーム やまびこの里	松本市大字今井4820番地1
デイサービスセンター やまびこ	松本市大字今井4820番地1
特別養護老人ホーム ちくまの	松本市波田6914番地1

災害時における資機材リースの協力に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と長野県建設機械リース業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のリースに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、資機材をリースする必要があると認められたときに、そのリースを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（リースの協力要請）

第2条 災害時において、甲が資機材のリースを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

（リースの実施）

第3条 乙は、前項の規定により、甲から資機材のリースの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のリースを実施するものとする。

（リースの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他乙の業務の範囲内で甲が指定する資機材

（要請の方法）

第5条 第2条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、規格、数量、搬入場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材のリース協力と報告）

第6条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のリースについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の搬入等）

第7条 資機材の搬入場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条及び第7条の規定により乙がリースした資機材の対価及び乙が行った運

搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるリース及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から相互の連絡体制及び資機材のリース等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年12月16日

甲 長野県松本市丸の内3-7

松本市長

長谷 昭 

乙 長野県飯田市上郷黒田2731番地1
長野県建設機械リース業協会

会 長

原 茂 

別表（第4条関係）

○発電機（2～3KVA）	○ツイントイレ
○発電機（10～25KVA）	○本水洗トイレ
○インバーター発電機	○簡易水洗トイレ
○屋内用電圧調整器	○会議用テーブル
○トランス昇圧・降圧	○折いす
○水中ポンプ	○ホワイトボード（脚付）
○エンジンポンプ	○くず入れ
○コードリール（屋内）	○コピー機
○コードリール（屋外）	○レーザープリンター
○投光機（500W・1KW）	○ノートパソコン
○投光機（2灯式）	○衛星電話
○投光機（4灯式）	○コードレス電話
○投光機（バルーン型）	○ブルーヒーター
○軽トラック	○石油ストーブ
○組立ハウス	○テレビデオ
○コンテナハウス（3坪クラス）	○ファンヒーター
○コンテナハウス（4坪クラス）	○扇風機

災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と長野県美容業生活衛生同業組合中信支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するためにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条に定める業務とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、美容師法（昭和32年法律第163号）に定める美容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する美容店の従業員（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により美容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、美容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により申請するものです。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、美容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が業務の提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。
(費用の請求及び支払い)

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年1回、組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）の見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定の終了の通知は、終了日の3カ月前までに行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年3月14日

甲 長野県松本市丸の内3-7
松本市長

長谷昭

乙 長野県松本市本庄2-3-12 山田ビル
長野県美容業生活衛生同業組合中信支部
支部長

竹田仁美

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と長野県理容生活衛生同業組合松本支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松本市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するためにあつての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員の経営する美容店の従業員（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により申請するものです。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があつた場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が業務の提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。
(費用の請求及び支払い)

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年1回、組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）の見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定の終了の通知は、終了日から3カ月前までに行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。


この協定成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年3月14日

甲 長野県松本市丸の内3-7
松本市長

松本 市長


乙 長野県松本市中央1-21-3
長野県理容生活衛生同業組合松本支部
支部長

山口 秀明


災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

松本市長（以下「甲」という。）と、社会福祉法人中信社会福祉協会 理事長 宮坂典男（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松本市内で大規模な災害が発生した場合において、災害時要援護者の避難援護のために乙の運営する施設内において、次条に定める福祉避難所を設置することについて、甲が乙に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、要援護者が支障なく避難生活を送るために特別な配慮がされた避難所を指し、本人及び家族等の介助者を一時的に受入れる施設とする。

（対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設及び医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者をいう。

（福祉避難所として要請する施設）

第4条 甲から乙へ、福祉避難所として受入れの協力を要請する施設は、別表のとおりとする。

（福祉避難所の開設）

第5条 乙は、対象者受け入れの要請を受けた時は、対象施設の被災状況や職員の参集状況等に応じて、甲との協議のうえ、受入態勢を整えとともに、福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、前項の対象施設へ移送を要する対象者の受入れについて、あらかじめ対象施設に電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した書面で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の氏名、住所、生年月日、心身の状況、連絡先等
- (2) 介助者を伴う場合は、介助者の氏名、住所、続柄、連絡先
- (3) 緊急連絡先
- (4) 福祉及び医療サービス利用状況

3 対象者の福祉避難所への受入れ時に、対象者の状況を的確に把握するため、できる限り家族等の同伴を求めるものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第6条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、延長できるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合における福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとするが、困難な場合は、甲乙協議し、その時の状況に応じた対策をとることとする。

(福祉避難所の運営等)

第8条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 乙は、対象施設の職員により、対象者及び家族等に対し、必要な食品、被服、寝具その他生活に必要な援助を行うものとする。

3 乙は、対象施設の職員により、対象者及び家族等の相談等の日常生活上の支援並びに対象者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けられるための支援に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は乙に対し、対象者の受入れに要した経費について、災害救助法関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た、対象者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(必要物資等の協議)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結後、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 1月30日

(甲) 所在地
名 称

松本市丸の内3番7号
松本市長 菅谷 昭

(乙) 所在地
名 称

松本市梓川梓2288番地3
社会福祉法人中信社会福祉協会
理事長 宮坂 典男

(別表)

福祉避難所として受入れの協力を要請する施設一覧

施設名称	所在地	対象者
障害者支援施設 梓荘	松本市梓川梓5055番地5	第3条に掲げる者
障害者支援施設 共立学舎	松本市今井4822番地1	
障害者支援施設 あい・アド バンス今井	松本市今井4870番地1	
障害者支援施設 ささらの里	松本市内田200番地1	



災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成28年11月18日

(甲) 長野県松本市丸の内3番7号

松本市長

松本 市長



(乙) 長野県安曇野市豊科5050-8

王子コンテナ株式会社 長野工場

工場長

船坂 昭夫



災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成28年11月18日

(甲) 長野県松本市丸の内3番7号

松本市長

松本 貴彦



(乙) 長野県長野市大字稲葉字日詰沖1731

レンゴー株式会社 長野工場

工場長

野口和宏



災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

(趣旨)

第1条

松本市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、松本市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が松本市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条

1 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条

甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引き渡し)

第7条

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の運行)

第1.0条

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第1.1条

甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第1.2条

本協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第1.3条

第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第1.4条

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第1.5条

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期限)

第1.6条

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第1.7条

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成29年1月27日

甲 長野県松本市丸の内3番7号
松本市
市長 菅谷 昭



乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝



別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--



別記様式（第6条関係）

要請 No. _____

福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 様

松本市長 印

災害時における福祉用具等物資の協力に関する協定第6条に基づき、下記のとおり物資の供給を養成します。

記

1 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

3 引渡し場所

4 連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

災害ボランティアセンター駐車場の使用に関する覚書

松本市（以下「甲」という。）とイオン株式会社中部カンパニー長野事業部（以下「乙」という。）とは、災害ボランティアセンター駐車場について次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲が、乙所有のイオン株式会社南松本店の平面駐車場（以下「施設」という。）の一部を災害ボランティアセンター駐車場（以下「駐車場」という。）として使用することを乙に要請する場合の手続き等について定めるものとする。

（使用の要請）

第2条 甲は、松本市の市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、駐車場が必要と認めるときは、乙に施設の使用の要請（以下「使用の要請」という。）をすることができる。

2 乙は、使用の要請を受けたときは、乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲で使用を許可するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、使用の要請をするときは、乙に施設使用要請書（別記様式以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により要請するものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用期間）

第4条 駐車場の使用期間は、7日間以内とする。延長する場合は、最大7日間を限度とし、甲乙協議して定めるものとする。

（運営）

第5条 乙は、駐車場を一時使用させる場合において、必要があると認めるときは、甲の職員を駐車場に派遣するよう要請することができる。

（駐車場使用料）

第6条 この覚書に基づく駐車場の使用料は無償とする。

（事故等の責任）

第7条 甲は、駐車場として使用する場合において、甲又は第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任において処理するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（留意事項）

第8条 甲は、駐車場として使用するに当たり、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 駐車場の使用を終了するときは、原状に復すること。

（使用の中止）

第9条 乙は、甲がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、使用を中止させることができる。

（甲への通知）

第10条 乙は、当該施設の名称若しくは位置を変更し、又は施設を駐車場として使用させることができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

（防災訓練への参加）

第11条 乙は、甲の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び要請事項に関し、必要に応じて情報を交換するものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この覚書に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第14条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれかからも何ら意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第15条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

長谷



乙 松本市双葉10番22号 双葉ビルB棟

イオン株式会社中部カンパニー

長野事業部長

西崎泰男



別記様式（第3条関係）

年 月 日

様

松本市長

施設使用要請書

災害ボランティアセンター駐車場の使用に関する覚書第3条により、次のとおり貴施設の使用について要請します

1 要請事項

使用施設名	イオン株式会社南松本店 平面駐車場の一部
使用内容	災害ボランティアセンター駐車場
使用部分	別紙図のとおり
使用開始日時	年 月 日 () 時 分
使用期間	
駐車場使用責任者	
使用理由	
備考	

2 留意事項

- (1) 一部使用の範囲は、ジャスコ(株)南松本店の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲とします。
- (2) 善良な管理者の注意をもって使用します。
- (3) 使用を終了するときは、現状に復します。

災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定

松本市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県警備業協会（以下「乙」という。）とは、本市内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において交通及び地域安全の確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を迅速かつ円滑に行い、もって市民生活の早期安定等を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 この協定により甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等における緊急交通路の誘導並びに災害現場での安全確保等に関する業務
- (2) 被災地における防火・防犯の安全パトロール
- (3) 避難所及び救援物資備蓄場所等の安全確保のための業務
- (4) 被災状況等の情報提供業務
- (5) その他甲において必要と認める安全確保のための業務

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条に規定する業務の遂行において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、文書（様式第1号）をもって協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 業務に従事する者は、当該要請業務に対する専門的知識及び技能を有する者とし、当該警備員が所属する警備事業者の指揮により、甲の指定する業務に従事するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

2 甲は、要請を受けて業務に従事する乙の会員に対し、その業務の内容に応じ必要な情報等を提供する。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請事項を実施した時は、実施後その実施状況を文書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、別紙「警備料金の単価内訳表」に基づき算定する。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

る。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 第2条の規定により業務に従事した警備員が、本協定に基づく業務の実施により災害を受けた場合の補償は、出動警備員の使用者たる警備事業者の責任において行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 第2条の規定に基づく業務中に、第三者に対して損害を与えたときは、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(出動可能人員等の把握)

第11条 乙は、警備事業者ごとの出動可能人員等を地域別に把握し、毎年甲に通知するものとする。

2 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第12条 この協定及び実施細目に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)


第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

甲 長野県松本市丸の内3-7

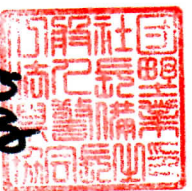
松本市長

長谷 昭 

乙 長野市中御所一丁目5番1号

一般社団法人長野県警備業協会

会長

赤川 淳 

災害時における隊友会の協力に関する協定書

松本市(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会長野県隊友会松本支部(以下「乙」という。)は、この公益目的事業の一環として、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力活動(以下「協力」という。)に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、松本市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災害対策法」という。)第2条第1号に規定する災害により市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあると甲が判断した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲が乙に対して要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
 - (2) 自主防災活動への参加及び協力
 - (3) その他、甲が必要と認める応急対策業務
- 2 前項に規定する乙の活動は、自己の安全を確保できる範囲とする。
- 3 同条第1項第1号に関する収集活動は、自己の周辺において視認、聴取により収集可能なものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を乙に要請することができるものとする。

- 2 協力要請は文書によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等により要請することができる。この場合、要請後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 甲は、乙による協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 4 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲において、協力に応ずるものとする。

(防災訓練への参加)

第4条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

- 2 乙の会員が訓練等に参加するための旅費は、自己負担とする。
- 3 甲は、平素から、協力を資する情報の提供等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(損害補償)

第6条 甲は、要請により第2条第1項各号の協力をした乙の会員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合で、災害対策法、その他関係する法律または条例（以下「関係法令」という。）で規定する損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその遺族等が、これらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

2 乙はこの協定を実施するに当たり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルに対処するものとする。

(協力のための準備)

第7条 乙は、平時から大規模な災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、平時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、毎年3月31日までに緊急連絡先及び協力可能人員等を甲に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の存続期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前2ヵ月までに甲又は乙が別段の意思表示を行わないときは、更に1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

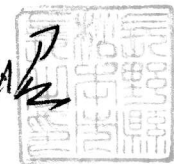
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長

菅谷 昭

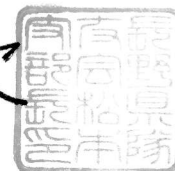


乙 松本市松原67-11

公益社団法人隊友会長野県隊友会松本支部

支部長

田中 勝次



災害時における棺及び葬祭用品の供給等

並びに遺体の搬送等の支援に関する協定書

松本市(以下「甲」という。)と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2の規定に基づく災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時」という。)に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所(結婚式場等)の提供
- (5) 甲が設置した一時避難所及び乙が提供する避難場所(以下「避難所等」という。)における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等(弁当等)の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した災害協力要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)によって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合は、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号に掲げる協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号に掲げる協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務報告書(様式第2号)によって報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所等に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合は、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を標準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては環境保全課長の職にあたる者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会北関東ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に知り得た情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係る情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。ただし、名簿に変更がない場合は、省略することができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙から書面による解約及び変更の申し出がないときは、なお、1年間の効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月27日

甲 松本市丸の内3番7号

松本市長 菅谷 昭



乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS 虎ノ門6階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山 下 裕 史



様式第1号(第3条関係)

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

松本市長

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の支援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり支援を要請します。

記

要 請 担 当 者	職・氏名	電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 ()	時 分頃
要 請 理 由		
要 請 内 容		
履 行 の 場 所		
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日: 年 月 日 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日	
備 考		

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 松本市長

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の支援に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

記

要 請 担 当 者	職・氏名	電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 ()	時 分頃
実施業務内容		
従事者氏名		
履行の場所		
履行の期日 又は期間	期日: 年 月 日 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日	
備 考		



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、松本市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、松本市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

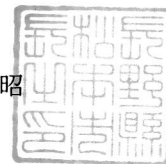
第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年11月26日

甲) 松本市丸の内3番7号

松本市長 菅 谷



乙) 長野市三輪荒屋 1151-1

株式会社 ゼンリン
新潟・長野エリアグループ
エリアグループ長 出 川



【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「ID等」
本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。
- (2) 「アクセス権者」
対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 「対象機器」
甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。
- (4) 「本サービス」
乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。
- (5) 「本システム」
本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。
- (6) 「本データ」
本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

- 2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
- 3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

松本空港消火救難対策実施要領

(目的)

第1条 本要領は、松本空港内における航空機事故、地震等による災害又は建物火災等（以下「緊急事態」という。）に際し、松本空港管理事務所職員及び松本空港内に事務所、営業所等を有する現地関係機関の職員を隊員として編成する松本空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(編成)

第2条 消火救難隊には、隊長1名、副隊長1名をおくほか、次の各班をもって編成し、各班の担当業務は別表第1のとおりとする。

(1) 通報連絡班 (2) 消火班 (3) 救護誘導班 (4) 警備班

2 隊長は松本空港管理事務所長を、副隊長は国土交通省東京航空局松本空港出張所長をもってあて、班長は隊員の中から隊長があらかじめ指名するものとする。

3 各班の編成は別表第2のとおりとする。

(隊員の選任等)

第3条 現地関係機関の長は、当該機関の職員のうちから隊員をあらかじめ選任し、隊長に届け出るものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 現地関係機関の長は、隊長の指示があるときは、隊員以外の人員派遣及び車両等の機材の提供について協力するものとする。

(任務等)

第4条 隊長は緊急事態の発生により消火救難活動の必要を認めたときは、速やかに現地関係機関の長に対し、隊員の出動を要請し、緊急配備につかせるとともにその活動を命じ、隊員を指揮監督するほか、本部の任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長の職務を補佐するとともに、隊長不在のときはその職務を代行する。

3 班長は、隊長の命に基づき班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるものとする。

4 班員は、班長の指揮のもとに各々その与えられた任務達成のため行動するものとする。

(事故の通報及び応急処置)

第5条 隊員は、緊急事態の発生を発見したとき又はそのおそれのあるときは、別表第3により、速やかに口頭もしくは電話等をもって事故発生を隊長に通報するとともに、被害防止のため臨機応変の処置をとらなければならない。

(隊員の出動)

第6条 隊員は、隊長より出動の要請があった場合は、航空機事故にあつてはエプロン、地震等による災害又は建物火災にあつては駐車場、その他の事故のときは別に指定する集合地点に速やかに集合し、隊長の指示を受けるものとする。

(消火救難器材の整備)

第7条 各班長は、事故等の発生に備え、その任務達成上必要な器具、備品等について常時点検するとともに、これを整備しておかななければならない。

(隊員の表示)

第8条 隊員は、出動およびその行動にあたっては、所定の腕章をつけその身分を表示するものとする。

(演習)

第9条 消火救難隊は、隊長の指揮のもとに、定期的に総合訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 航空機給油取扱所における対応は、別に定める「航空機給油取扱所における地震等の災害時措置要領」によるものとする。

(その他)

第11条 隊長は、必要に応じてこの要領を実施するための実施細目を、別途定めることができる。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月17日から施行する。

別表第1

各班の担当業務

班 名	担 当 業 務 内 容
通 報 連 絡 班	関係機関への通報連絡、事故に関する情報収集、各班との連絡調整、報道関係者への対応
消 火 班	消火活動及び現場保存のための整備
救 護 誘 導 班	事故現場での罹災者の救護、旅客等の避難及び誘導
警 備 班	関係者以外の空港内立入規制、待合客、見学者等部外者の避難誘導と立入規制、車両の誘導整理

(別表2)

松本空港消火救難隊班編成

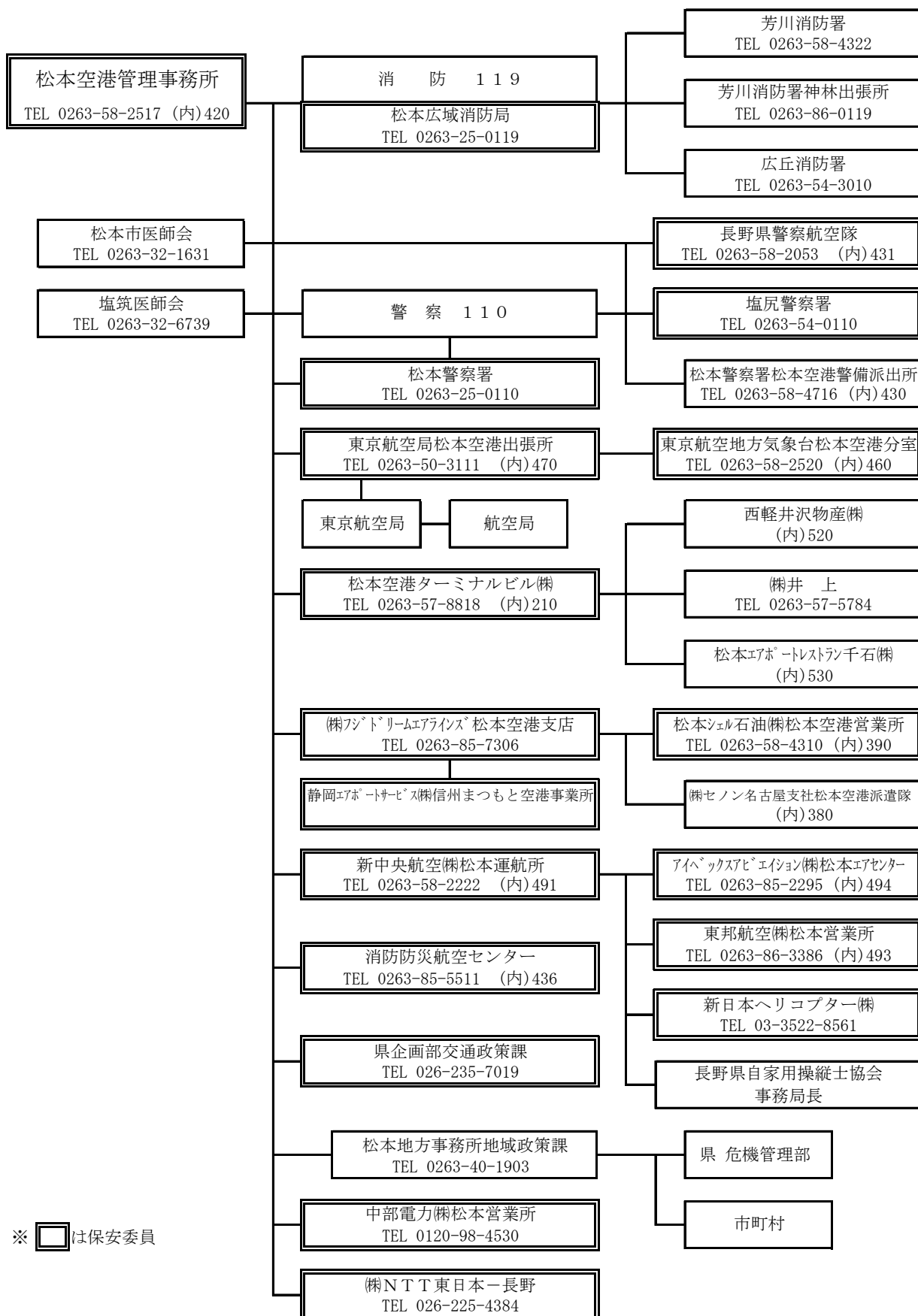
隊長 松本空港管理事務所長	
副隊長 東京航空局松本空港出張所長	
通報連絡班 7人	
◎ 松本空港管理事務所	4人
東京航空地方気象台松本空港分室	1人
静岡エアポートサービス(株)	2人
消火班 10人	
◎ 松本シェル石油(株)	2人
松本空港管理事務所	1人
消防防災航空センター	3人
新日本警備保障(化学消防車)	4人
救護誘導班 15人	
◎ (株)フジドリームエアラインズ	1人
静岡エアポートサービス(株)	4人
松本空港管理事務所	1人
新中央航空(株)	2人
松本空港ターミナルビル(株)	1人
(株)井上	1人
西軽井沢物産(株)	1人
松本エアポートレストラン千石(株)	1人
(株)セノン名古屋支店	3人
警備班 8人	
◎ 県警察航空隊	2人
松本空港管理事務所	2人
東邦航空(株)	2人
アイベックスアビエーション(株)	1人
松本空港ターミナルビル(株)	1人

注 1 消火救難隊は、緊急事態発生時における初期活動を行い、警察署、消防署、医療機関等の活動開始後はこれに協力するものとする。

2 ◎は、各班の班長選出事業所であり、事業所からの出動者で上級の役職名（隊長および副隊長は除く。）をもってあてるものとする。

3 人数は実働人員である。

別表3 松本空港緊急時連絡体制図



松本市大規模災害時における無償提供支援物資等の登録に関する要綱

平成 17 年 9 月 1 日

告示第 346 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震等の大規模災害時に必要となる支援物資等で無償提供をされるもの(以下「支援物資等」という。)をあらかじめ把握し、災害時において円滑かつ効果的に供給するため、支援物資等の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申出者の範囲)

第 2 条 支援物資等の登録の申出者(以下「申出者」という。)の範囲は、個人、団体、事業所等とする。

(登録の方法)

第 3 条 支援物資等の登録の申出は、松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録申出書(様式第 1 号)による。

2 市長は、前項の申出について、支援物資等の内容を確認し適当と認めるときは、松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録簿(様式第 2 号)に登録する。

3 市長は、支援物資等を登録したときは、申出者に対し松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録通知書(様式第 3 号)により通知する。

(登録の変更)

第 4 条 支援物資等の登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録した内容に変更があったときは、松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録変更届(様式第 4 号)を提出するものとする。

(登録の取消し)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には登録を取り消すものとする。

(1) 登録の取消しを希望する登録者から松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録辞退届(様式第 5 号)の提出があった場合

(2) その他登録しておくことが不相当と認められる場合

(情報提供等)

第 6 条 市長は、災害時において支援物資等を円滑かつ効果的に供給することができるよう、平常時から登録者に対し必要な情報等を提供するものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録申出書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所又は所在地

申出者

団体名又は事業所名

氏名

印

大規模災害時に支援物資等を無償提供しますので、松本市大規模災害時における無償提供支援物資等の登録に関する要綱の規定により申し出ます。

NO.	品名	数量
計		
緊急時の連絡先	担当部局名	
	電話	
	携帯電話	
	Eメールアドレス	

松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録簿

NO. _____

登録 NO.	登録年月日	提供者氏名住所	提供予定物資等	提供予定数量

松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録通知書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申出のあった大規模災害時における無償提供支援物資等について、次のとおり松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録簿に登録しましたので通知します。

提供申出者	住所		
	氏名		
提供支援物資等	NO	品名	数量

様式第 4 号(第 4 条関係)

松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録変更届

年 月 日

(あて先)松本市長

住所又は所在地

申出者

団体名又は事業所名

氏名

印

年 月 日付で登録した大規模災害時における無償提供支援物資等について、次のとおり変更を申し出ます。

NO	品名		数量	
	変更前	変更後	変更前	変更後
計				

松本市大規模災害時無償提供支援物資等登録辞退届

年 月 日

(あて先)松本市長

住所又は所在地

申出者

団体名又は事業所名

代表者氏名

印

年 月 日付けで登録した大規模災害時における無償提供支援物資等の登録について、次のとおり、辞退の申し出をします。

- 1 申し出登録を辞退します。
- 2 申し出登録内容の一部を、下表の通り辞退します。

NO.	品名	数量
計		

○松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱

昭和57年2月15日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、火災、水害等の災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災活動を行う住民又は企業等の従業員による自主防災組織が防災活動を行う上で必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び補助額)

第2条 補助金交付の対象とする経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象経費		補助額
区分	品目等	
防災資器材の購入（設置工事費を含む。）及び修繕に要する経費（地区町会連合会及び地区防災連合会（以下「地区町会連合会等」という。）並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号ロに規定する地域防災計画により、指定避難所を運営する地区町会連合会が組織する委員会（以下「避難所運営委員会」という。）が行う購入及び修繕を除く。）	情報収集・伝達用具	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ等
	消火用具	消火器（薬剤の詰替経費を含む。）、消火器収納箱、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、ホース、ノズル、ハンドル、消火栓用機材収納箱、ヘルメット、とび口、防火衣等
	救出用具	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、油圧ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンロック、ヘルメット等
	救護用具	担架、救急セット、テント、毛布、シート等
	避難用具	強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛等
	給食・給水用具	炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ等
	水防用具	救命胴衣、防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋等
その他の防災物資	防災服、防災倉庫、非常用備蓄食糧、簡易トイレ、非常電源装置、雪かきスコップ等	
防災訓練に要する経費（地区町会連合会等及び避難所運営委員会が行う	炊き出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料等	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、別表第1に掲げる構成世帯数又は別表第2に掲げる工業団地面積の区分に応じ、それぞれの表に定める額を限度とする。

防災訓練を除く。)		
防災意識の啓発等に要する経費（地区町会連合会等及び避難所運営委員会が行う啓発等を除く。）	防災マップ等防災資料の作成、防災講座の開催等	
除雪機の購入に要する経費（避難所運営委員会が購入する除雪機を除く。）	除雪機	補助対象経費の3分の2以内の額
地区町会連合会等が行う避難所開設・運営訓練に要する経費	報償費（指導者謝礼等）、炊出し訓練の材料費、訓練資 機材の借上げ料、消耗品費等	補助対象経費の10分の10以内の額
	備品購入費	補助対象経費の3分の2以内の額
避難所運営委員会が行う避難所開設・運営訓練に要する経費（地区町会連合会等と合同で実施する避難所開設・運営訓練の経費のうち重複する費用を除く。）	報償費（指導者謝礼等）、炊出し訓練の材料費、訓練資 機材の借上げ料、切手を含む通信運搬費、消耗品費等	補助対象経費の10分の10以内の額

2 既に補助金（当該補助金の交付を受けた年度から3年度を経過している補助金を除く。）の交付を受けている場合で、次の補助を受けようとするときの補助金の限度額は、前項の規定により算出される補助金の限度額から当該補助金を控除した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、除雪機の購入に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額30万円とし、地区町会連合会等が行う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1地区当たり年額10万円とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、避難所運営委員会が行う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額5万円とし、当該避難所運営委員会が行う宿泊を伴う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額10万円とする。

（交付申請）

第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

（実績報告）

第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市自主防災組織防災活動支援補助事業実績

報告書（様式第2号）によるものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成11年2月8日告示第20号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日告示第92号）

この告示は、平成14年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市自主防災組織施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月31日告示第146号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第131号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の松本市自主防災組織施設整備費補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成20年3月31日告示第165号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第116号）

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第103号）

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第76号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第82号）

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

構成世帯数	限度額
50世帯未満	200,000円
50世帯以上99世帯以下	300,000円
100世帯以上299世帯以下	400,000円
300世帯以上499世帯以下	450,000円
500世帯以上999世帯以下	500,000円
1000世帯以上	550,000円

別表第2（第2条関係）

工業団地面積	限度額
200,000m ² 未満	200,000円
200,000m ² 以上300,000m ² 未満	300,000円
300,000m ² 以上	400,000円

様式第1号(第3条関係)

松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 松本市長

申請者 組織の名称
住所又は所在地
代表者氏名 印
電話番号

次のとおり松本市自主防災組織防災活動支援補助金の交付を申請します。

実 施 内 容				
経 費	品 目 等	数 量	単 価	金 額
		合 計		
交付を受けようとする補助金の額				
完了予定年月日				

(添付書類)

- 1 自主防災組織の規約・防災計画・組織表
- 2 見積書(写し)
- 3 収支予算書(訓練経費の場合)

様式第2号(第4条関係)

松本市自主防災組織防災活動支援補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 松本市長

組織の名称
住所又は所在地
代表者氏名 印

年 月 日付け 指令第 号に係る事業が、次のとおり完了したので報告します。

完了年月日				
実施内容・成果等				
経費	品目等	数量	単価	金額
交付確定を受けた金額				

(添付書類)

- 1 納品書及び領収書等
- 2 写真
- 3 防災資機材の配置図(資機材の購入等の場合)
- 4 事業収支決算書(訓練経費の場合)
- 5 補助金払込口座通帳の写し